
2016 年版 上場企業 監査人・監査報酬 実態調査報告書

2016 年 2 月 8 日

監査人・監査報酬問題研究会

本年度責任者 林 隆 敏（関西学院大学）
松本祥尚（関西大学）
町田祥弘（青山学院大学）
佐久間義浩（東北学院大学）
高田知実（神戸大学）

目次

1. はじめに	1
2. 日本の監査報酬の実態分析	3
(1) 調査の期間、対象及び方法	3
(2) 監査証明業務報酬額の概況	3
(3) 監査報酬額の推移	5
(4) 対売上高比率による分析	6
(5) 資本市場別の分析	8
(6) 監査人別の分析	9
(7) 増減分析	9
(8) 監査証明業務以外の業務に基づく報酬の内容	11
3. アメリカにおける監査報酬の実態分析	12
(1) 調査の期間、対象及び方法	12
(2) 監査報酬の概況	12
(3) 日米比較	14
(4) 監査報酬額の分布	14
(5) 監査報酬の対売上高比率及び対総資産額比率	16
(6) 監査報酬額の上位企業	18
(7) 非監査業務に基づく報酬	19
(8) 税務報酬	20
(9) 総報酬の内訳	22
4. 監査報酬の実証分析	
—監査人の交代による監査報酬への影響—	23
(1) 問題の所在	23
(2) 先行研究	24
(3) サンプルの選択と記述統計	25
(4) 分析と結果	27
(5) むすびにかえて	30
5. おわりに	32
参考文献	33
執筆者紹介	36

1. はじめに

日本における上場企業は、2004年3月期以降に提出される有価証券報告書から、監査報酬の内容を監査契約に基づく監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬とに区分して開示することが求められている。さらに、2008年3月期以降に提出される有価証券報告書からは、「コーポレート・ガバナンスの状況」において、提出会社と連結子会社に区分した統一様式で、監査報酬と非監査報酬を記載することが要求されている。本調査報告書は、日本公認会計士協会からの委託研究の成果として、2014年度（2014年4月期決算より2015年3月期決算に至るまでの年度）における日本の全上場企業の監査人及び監査報酬に関する有価証券報告書記載情報に基づく実態調査結果を纏めたものである。

本調査研究の目的は、監査報酬を1つの手がかりとして、日本における上場企業の監査の実態を明らかにすることにある。本調査研究によって毎年の監査報酬等に関するデータが蓄積されることは、研究上の貢献として、いわゆるアーカイバル型の監査実証研究のインフラ整備に繋がるものと期待される。また同時に、監査業務はクライアント毎に異なるテイラーメイド型の高度専門職業サービスであるにもかかわらず、あたかもコモディティのような価格競争が行われている現状において、本研究の成果の蓄積によって、コモディティ的な価格競争が排除され、監査報酬の適正化に資することが期待される。

日本公認会計士協会からの委託を受けた本研究会の調査研究は、2006年度に開始された。過年度分の調査・研究の成果については、以下を参照されたい。

- (1) 2006年度から2010年度までの調査・研究成果は、監査人・監査報酬問題研究会『上場企業監査人・監査報酬白書』（日本公認会計士協会出版局）2008年版～2012年版に収録されている。
- (2) 2011年度から2013年度分については、日本公認会計士協会ウェブサイトにおいて、それぞれ『2013年度版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について、『2014年度版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について、及び『2015年度版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について」として公表されている。なお、本年度も書籍の発刊は行なわれず、本調査報告書は日本公認会計士協会ウェブサイトにおいて公表される。
- (3) その他、2006年度から2010年度までの5年間の委託研究の成果に、監査報酬に関連する諸問題の考察やアンケート調査結果の分析等を加筆した研究書として、監査人・監査報酬問題研究会『わが国監査報酬の実態と課題』（日本公認会計士協会出版局、2012年）が発刊されている。

以下、本調査報告書の本論は、2. 日本の監査報酬の実態分析、3. アメリカの監査報酬の実態分析、及び4. 監査報酬データを用いた実証分析から構成されている。2.では、本書に集録された2014年度の監査報酬等のデータを用いて、ここ数年のわが国の監査報酬等の動向を確認している。3.では、2. とほぼ同じ時期におけるアメリカの監査報酬のデータを利用して、同様の整理を試みている。また4. では、毎年、さまざまな角度からの実証研究を試みているところであるが、本年度は、監査人の交代がどのように監査報酬の多寡に影響するのかに関する分析を行なっている。

既述のとおり、本調査研究の課題は、監査報酬を手がかりとして、わが国における上場企業の監査の実態を明らかにすることにある。日本公認会計士協会からも、毎年度「監査実施状況調査」が有用な情報として公表されているが、当該調査が監査概要書を元にした非公開データに基づくのに対して、本研究会の調査

研究は、有価証券報告書に開示された公開データに基づいていることと、独立的な立場にある研究者による調査研究であることに特徴がある。

最後に、本研究会が 2007 年度から今回まで 9 年間にわたり継続的に調査・研究を行うことができたのは、本研究の重要性を理解し、本調査・研究を委託してくださっている日本公認会計士協会の歴代会長並びに森公高会長ほか関係各位のご支援の賜物と、深く感謝申し上げるところである。本研究会による調査研究の成果が日本の公認会計士監査制度の一層の充実・発展にいささかなりとも貢献できれば幸いである。

(林 隆敏)

2. 日本の監査報酬の実態分析

(1) 調査の期間、対象及び方法

日本における上場企業は、2004年3月期以降に提出された有価証券報告書から、「提出会社の企業統治に関する事項」に監査報酬の内容（監査契約に基づく監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬に区分した内容）を開示することが求められている。当初は任意開示であったが、その後、2008年3月期以降に提出された有価証券報告書からは、「コーポレート・ガバナンスの状況」の区分において、監査報酬と非監査報酬を提出会社と連結子会社に区分した統一様式によって記載することが義務付けられ、現在に至っている。

本研究会による調査は、当該記載に基づく開示データを基礎としており、その調査方法の概要は、以下のとおりである。

- 調査期間——2014年4月期決算から2015年3月期決算に至る1年間。
- 調査対象——2015年3月末時点において日本の証券取引所に上場しており、有価証券報告書を提出したすべての上場企業（3,559社）。
- 調査方法——監査報酬及び監査人に関する一連のデータは、株式会社インターネットディスクロージャー社から提供を受けたデータを基礎として、本研究会メンバーが自らEDINETを通じて各社の有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」、監査報告書、及びその他の資料から手作業により収集したものを利用している。

以下、2014年度（2014年4月期決算から2015年3月期決算）に係る日本の上場企業の監査報酬及び監査人の実態に関する調査・分析結果を紹介する。

なお、2014年度の監査報酬の動向を分析する上で考慮すべき環境要因としては、不正リスク対応基準の影響がある。同基準は2013年4月以降に開始する事業年度の財務諸表監査から適用が開始され、同基準に対応した品質管理については、2013年10月から実施することが求められたため、調査対象企業のすべてが適用対象となったのは今回の調査が初めてである。

(2) 監査証明業務報酬額の概況

[図表1] は、調査対象企業3,559社の監査証明業務に基づく報酬の概要を示している。

[図表1] 監査証明業務に基づく報酬の概要

項目	2013年度	2014年度
企業数（社）	3,529	3,559
合計（百万円）	215,589.12	218,453.51
平均（百万円）	61.09	61.38
最大（百万円）	4,180.00	4,258.00
中央値（百万円）	30.00	30.00
最小（百万円）	4.76	5.00
標準偏差	169.02	168.30

2014年度の監査証明業務に基づく報酬の平均（中央値）及び合計は、上場企業数の増加を考慮しても、2013年度と比べて若干増加している。同様の傾向は2013年度にもみられ、2012年度までの監査報酬の減少傾向から、ここ2年は、わずかではあるが上昇傾向へと転じているといえよう。

なお、監査報酬の分析を行うにあたって留意しなければならないことの1つに、アメリカの証券取引委員会（Securities and Exchange Commission：以下、SEC）に登録している企業等¹が支払った監査報酬額は、日本の他の企業に比べて非常に大きい金額であるという点がある。日本の会計基準等に基づく財務諸表の作成とそれに対する監査手続が実施されていない場合があることや、海外、特にアメリカにおける監査報酬は日本よりも非常に高額であることから、SEC登録企業等を他の上場企業と同じサンプルとして扱うことは適切ではないと考えられる。[図表2]はSEC登録企業等とそれ以外の上場企業の監査証明業務に基づく報酬の概要を比較したものである。なお、参考までに、[図表2]には、SEC登録企業等以外の内数として、IFRS適用企業の概要も示している。

[図表2] SEC登録企業等、非SEC登録企業等及びIFRS適用企業の概要比較

項目	SEC登録企業等	SEC登録企業等以外	IFRS適用企業
企業数（社）	29	3,530	55
合計（百万円）	29,249.55	189,203.96	19,351.00
平均（百万円）	1,008.61	53.60	351.84
最大（百万円）	4,258.00	2,021.00	2,021.00
中央値（百万円）	531.00	30.00	140.00
最小（百万円）	110.55	5.00	34.00
標準偏差	1,118.88	105.78	502.62

[図表2]から明らかなように、企業規模等の条件の相違はあるとはいえ、SEC登録企業等29社とそれ以外の企業3,530社とでは平均（中央値）で18.82（17.70）倍もの差がある。この格差は、2012年度は21.46（23.00）倍、2013年度は19.74（20.08）倍であったので、ここ数年縮小しつつあるが、その理由はIFRS基準の適用を開始した6社がSEC登録企業等のサンプルから外れたことによる。

SEC登録企業等の監査報酬額の高さは[図表3]からも確認できる。[図表3]は、監査証明業務に基づく報酬の支払額が高い企業上位10社を並べたものである。このうち、SEC登録企業等は5社（A社、B社、C社、D社、H社）であるが、その他の企業のうち3社（E社、F社、I社）は過年度においてSEC登録企

¹ 2015年3月末における日本の上場企業のうち、SECに登録している企業は次の17社である（2014年12月31日現在）。京セラ、ソニー、アドバンテスト、コナミ、日本電産、トヨタ自動車、本田技研工業、キヤノン、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、野村ホールディングス、日本電信電話、NTTドコモ、オリックス、インターネット・イニシアティブ、UBIC（なお、このうち、三菱UFJフィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ、UBICの4社は、有価証券報告書においては日本基準で財務諸表を作成している。）。また、この他にSEC基準を適用している企業は次の12社である。日本ハム、ワコールホールディングス、富士フイルムホールディングス、クボタ、小松製作所、東芝、三菱電機、オムロン、パナソニック、TDK、村田製作所、マキタ。以下では、これら29社を一括して「SEC登録企業等」と称する。なお、SEC登録企業は、Securities and Exchange Commission [2015]に基づいている。

業等であったことを考慮すれば、監査証明業務に基づく報酬支払額の多い企業のほとんどは、SEC 登録企業等であると解釈できる。

[図表 3] 監査証明業務に基づく報酬の上位企業 10 社

企業	業種	決算期	主要上場市場	監査証明業務報酬 (百万円)
A	銀行業	3月	東1	4,258
B	銀行業	3月	東1	3,732
C	銀行業	3月	東1	3,331
D	情報・通信業	3月	東1	2,740
E	電気機器	3月	東1	2,021
F	卸売業	2月	東1	2,013
G	小売業	3月	東1	1,744
H	輸送用機器	3月	東1	1,510
I	卸売業	3月	東1	1,461
J	電気機器	3月	東1	1,443

そこで、以下では、わが国固有の特徴を導出するため、調査対象企業 3,559 社から上記の SEC 登録企業等 29 社を除いた 3,530 社を分析対象企業とする。

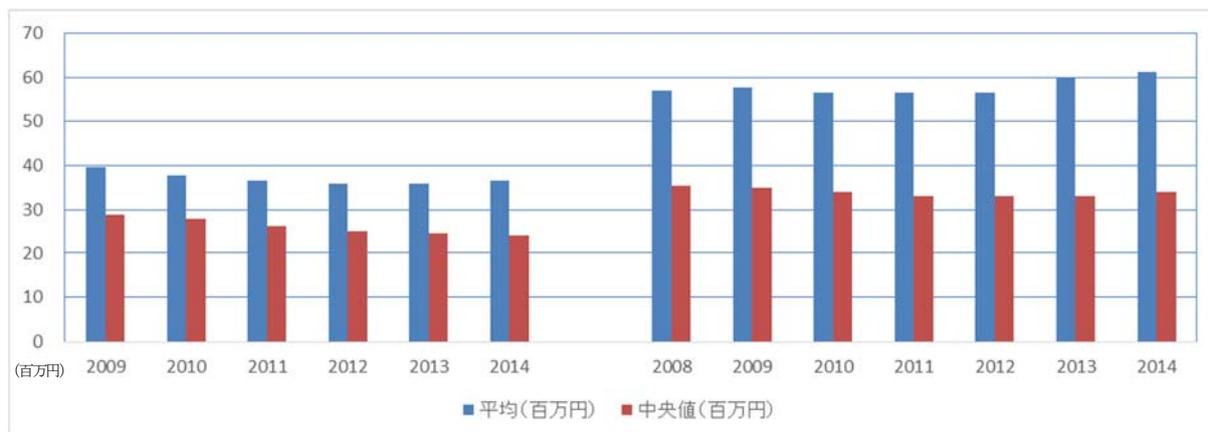
(3) 監査報酬額の推移

近年における監査報酬額の変化を確認するために、四半期レビュー及び内部統制監査の制度が導入された年度を起点として、現在までの推移を比較してみよう。四半期レビューと内部統制監査の導入時期の相違が監査報酬に及ぼす影響を考慮して、3月決算企業とそれ以外の企業を分けて比較する。[図表 4] 及び [図表 5] を参照されたい。

[図表 4] 監査証明業務に基づく報酬の推移

項目	3月決算以外の企業							3月決算企業					
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
企業数(社)	1,079	1,067	1,049	1,054	1,066	1,102	2,677	2,564	2,510	2,469	2,454	2,433	2,428
平均(百万円)	39.6	37.81	36.74	36.02	36.02	36.60	57.11	57.67	56.46	56.65	56.53	60.00	61.31
中央値(百万円)	29.00	27.90	26.00	25.00	24.55	24.00	35.50	35.00	34.00	33.00	33.00	33.00	33.90

〔図表 5〕 監査証明業務に基づく報酬の推移（グラフ）



周知のとおり、日本企業の監査報酬平均額は、内部統制監査及び四半期レビューが導入された2009年度（3月決算企業）または2008年度（3月決算以外の企業）に前年度比で大幅に増加した。その後は、〔図表4〕及び〔図表5〕が示しているとおり、3月決算以外の企業の監査報酬平均額は、2010年度から減少傾向が続き、2013年度に底を打って、2014年度には増加している。また、3月決算企業については、2009年度から横ばいないし微減傾向が続き、2013年度から増加に転じている。全体としてみれば、2013年度から監査証明業務に基づく報酬の支払額は増加基調にあるといえよう。

なお、〔図表4〕及び〔図表5〕からは、3月決算以外の企業と3月決算企業とでは監査証明業務に基づく報酬の支払額が大きく異なることが判る。

(4) 対売上高比率による分析

一般に、監査報酬に係る研究では、被監査企業の企業規模が異なることによる影響を排除するために、各企業の監査報酬額を売上高によって除した対売上高比率が用いられる。また、過年度の本調査研究においても、わが国の監査報酬額と売上高及び総資産額との相関は、非常に強いことが確認されている。そこで、過年度の分析との比較可能性の観点から、3月決算企業に限定して、過去5年分の売上高に対する監査証明業務に基づく報酬の比率を確認しておきたい。〔図表6〕は対売上高監査証明業務報酬比率の基本統計量を示している。

〔図表 6〕 対売上高監査証明業務報酬比率

項目	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
企業数(社)	2,564	2,510	2,469	2,454	2,433	2,428
平均(%)	0.277	0.252	0.250	0.250	0.204	0.197
最大(%)	24.038	22.976	42.105	43.723	9.221	7.584
中央値(%)	0.115	0.107	0.101	0.099	0.092	0.090
最小(%)	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
標準偏差	0.890	0.861	0.011	1.126	0.459	0.420
増加率(%)	0.015	-0.025	-0.002	0.001	-0.046	-0.007

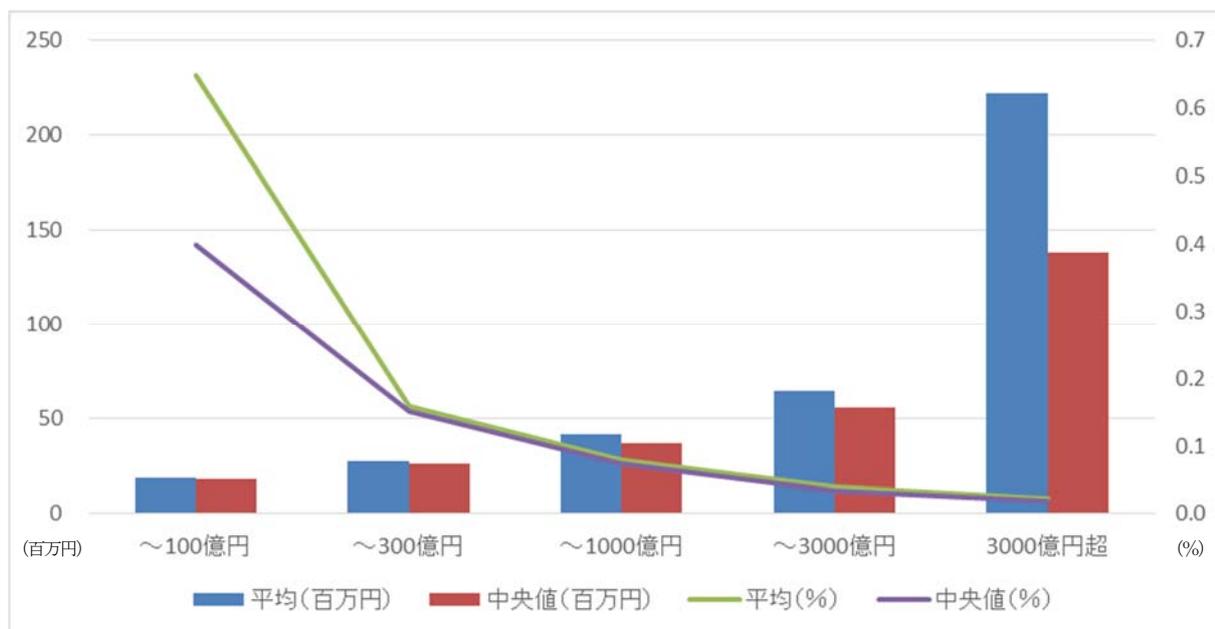
〔図表 6〕より、対売上高監査証明業務報酬比率でみると、2014 年度は、前年度比 0.007%の微減となっていることが判る。

上述のとおり、監査報酬の分析にあたって対売上高比率を用いるのは、被監査企業の規模の影響を排除するためであるが、監査報酬には固定費部分が含まれるので、一般に、規模の小さい企業の対売上高比率は相対的に高くなることが明らかとなっている。そこで、監査証明業務に基づく報酬及び対売上高比率を売上高に応じて区分すると、〔図表 7〕及び〔図表 8〕のようになる。なお、サンプル企業は〔図表 6〕と同じである。

〔図表 7〕 監査証明業務報酬及び対売上高監査証明業務報酬比率

売上高 (10 億円)		～10	～30	～100	～300	300 超
企業数 (社)		478	598	643	386	323
監査証明業務報酬	合計 (百万円)	9,095.58	16,403.77	26,712.80	25,028.30	71,625.10
	平均 (百万円)	19.03	27.43	41.54	64.84	221.75
	最大 (百万円)	47.00	66.00	141.00	537.00	2,021.00
	中央値 (百万円)	18.00	26.00	37.00	56.00	138.00
	最小 (百万円)	5.00	10.00	14.00	21.00	20.00
	標準偏差	6.37	8.92	17.20	41.55	268.29
対売上高比率	平均 (%)	0.65	0.16	0.08	0.04	0.02
	最大 (%)	7.58	0.42	0.45	0.22	0.19
	中央値 (%)	0.40	0.15	0.07	0.03	0.02
	最小 (%)	0.12	0.04	0.02	0.01	0.00
	標準偏差	0.79	0.06	0.04	0.02	0.02

〔図表 8〕 監査証明業務報酬及び対売上高監査証明業務報酬比率 (グラフ)



〔図表 7〕及び〔図表 8〕から、監査証明業務報酬は、金額ベースでは企業規模に比例して増加するが、対売上高比率で見れば逡減するという傾向が確認できる。すなわち、売上高が 100 億円で満たない企業の

売上高に対する監査証明業務報酬比率の平均（中央値）は0.65%（0.40%）であるが、この比率は企業規模が大きくなるに従って次第に小さいものとなり、3,000億円を超える売上高規模の企業では0.02%（0.02%）と極端に小さく、両者の間には32.5倍（20.0倍）の差がある。これは、監査報酬には監査事務所の事務経費等の固定費部分が含まれており、その部分は顧客企業の規模によらず一定であることを含意している。

このことは、一方では、売上高が一定規模以上の企業にとっては監査報酬額の負担は小さく、規模の小さい企業にとっては負担が相対的に大きいといわれるゆえんであり、わが国をはじめ諸外国においても、中小規模の企業に対する監査の免除や、監査をレビューによって代替する議論が盛んに行われる背景といえる。

(5) 資本市場別の分析

ここでは、資本市場別の監査証明業務に基づく報酬の動向を分析する。わが国には、東京証券取引所第一部や第二部をはじめとして複数の証券市場があるが、新興企業向け市場という位置付けの東証マザーズ、ジャスダック、名証セントレックス、札幌アンビシャス、福岡 Q-Board とそれ以外の非新興市場という区分を用いる。この区分は過年度の分析と同じものである。〔図表9〕を参照されたい。なお、比較のためにサンプル企業は3月決算企業のみとしている。

〔図表9〕 資本市場別監査証明業務報酬

項目	新興市場				非新興市場			
	監査証明業務報酬 (百万円)		対売上高比率 (%)		監査証明業務報酬 (百万円)		対売上高比率 (%)	
	2013 年度	2014 年度	2013 年度	2014 年度	2013 年度	2014 年度	2013 年度	2014 年度
企業数(社)	593	580	593	580	1,840	1,848	1,840	1,848
合計	14,372	14,071	—	—	131,617	134,795	—	—
平均	24.24	24.26	0.468	0.453	71.53	72.94	0.119	0.117
最大	112.40	141.00	6.480	7.584	2,307.00	2,021.00	9.221	3.125
中央値	21.25	21.00	0.231	0.229	39.00	39.00	0.071	0.071
最小	4.76	5.00	0.009	0.009	8.40	8.40	0.003	0.003
標準偏差	12.73	14.11	0.730	0.728	129.51	133.77	0.278	0.197

〔図表9〕から、監査証明業務報酬額の平均（中央値）は、東証第一部や第二部といった比較的大規模な企業で構成される非新興市場では72.94百万円（39.00百万円）であり、新興市場の24.26百万円（21.00百万円）よりもかなり大きな値をとっているが、対売上高比率の平均（中央値）は、新興市場の0.453%（0.229%）に対して非新興市場は0.117%（0.071%）となっており、関係が逆転していることが判る。これは〔図表6〕でも確認されたように、監査証明業務報酬には一定の固定費部分があるため、一定の下限が存在することを示していると解される。

(6) 監査人別の分析

ここでは、監査人別の分析として、個別の監査法人の比較ではなく、大手3監査法人（有限責任あずさ監査法人、新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ）とその他の監査事務所について比較する。[図表10]を参照されたい²。

[図表10] 監査事務所の規模別監査証明業務報酬

項目	大手3監査法人		その他の監査事務所	
	監査証明業務報酬 (百万円)	対売上高比率 (%)	監査証明業務報酬 (百万円)	対売上高比率 (%)
企業数(社)	2,486	2,486	1,042	1,042
合計	155,785.71	—	32,367.48	—
平均	62.67	0.255	32.02	0.331
最大	2,021.00	57.067	827.00	12.472
中央値	34.00	0.092	23.00	0.133
最小	7.80	0.003	5.00	0.003
標準偏差	121.11	1.700	47.50	0.795

[図表10]にみられるように、大手3監査法人の監査証明業務報酬額の平均（中央値）は62.67百万円（34.00百万円）であるのに対して、その他の監査事務所のそれは32.02百万円（23.00百万円）であり、大手3監査法人の方が高い。しかし、対売上高比率を比較すると、大手3監査法人（平均[中央値]0.255%[0.092%]）よりも、その他の監査事務所（同0.331%[0.133%]）の方が高い。これらのことから、大手3監査法人の方が相対的に高額の報酬で監査証明業務を担当しているということと、その他の監査事務所が担当している企業の規模は相対的に小さいこと（上記(4)対売上高比率による分析を参照）が読み取れる。

(7) 増減分析

日本における監査証明業務に基づく報酬に関する分析の最後として、前年度との増減比較を行いたい。

[図表11]は、2013年度から2014年度にかけての監査証明業務に基づく報酬の増減に関する基本統計量を、パターン別に示したものである³。

まず、全体の増減状況を確認すると、2014年度に監査報酬が増加した企業は1,013社（29.32%）であるのに対して、減少した企業数は831社（24.05%）と、減少企業数よりも増加企業数の方が多い。監査報酬全体は1,340.37百万円増加しているが、これは増加企業の平均増加率12.69%と減少企業の平均減少率7.93%の差が反映されたものと考えられる。

次に、個別の企業に関して、監査証明業務報酬が前年度比50%以上減少した企業は[図表12]の7社である。2013年度の調査では7社、2012年度は5社であった。一方、前年度比50%以上増加した企業は46社あり、そのうち100%以上増えた企業14社を[図表13]に示している。

² サンプルは、分析対象企業（3,530社）から売上高データがない2社を除いた3,528社である。

³ サンプルは、分析対象企業（3,530社）から2013年度の監査報酬データがない75社を除いた3,455社である。

[図表 11] 監査証明業務報酬の増減比較

項目	全体		増加企業		増減なし	減少企業	
	増減額 (百万円)	増減率 (%)	報酬額 (百万円)	増加率 (%)	報酬額 (百万円)	報酬額 (百万円)	減少率 (%)
企業数 (社)	3,455	—	1,013	—	1,611	831	—
合計	1,340.37	—	75,086.54	—	53,557.52	57,856.00	—
平均	0.39	1.81	74.12	12.69	33.24	69.62	7.93
最大	225.00	578.20	1,744.00	578.20	381.00	2,021.00	0.13
中央値	0.00	0.00	36.24	5.36	27.00	34.00	4.55
最小	-348.00	-72.92	5.00	0.00	7.00	6.50	72.92
標準偏差	14.15	17.73	127.40	28.27	25.67	156.57	9.41

[図表 12] 監査証明業務報酬が前年度比 50%以上減少した企業

企業	業種	2014 年度監査証明 業務報酬 (百万円)	減少額 (百万円)	減少率 (%)
a	情報・通信業	7	-17.5	72.92
b	情報・通信業	20	-29.5	59.59
c	サービス業	22	-28.0	56.00
d	電気・ガス業	42	-48.0	53.33
e	その他金融業	12	-13.0	51.92
f	サービス業	9	-8.5	50.00
g	建設業	30	-30.0	50.00

[図表 13] 監査証明業務報酬が前年度比 100%以上増加した企業

企業	業種	2014 年度監査証明 業務報酬 (百万円)	増加額 (百万円)	増加率 (%)
ア	サービス業	90	77	578.20
イ	情報・通信業	64	48	305.34
ウ	建設業	89	65	270.83
エ	情報・通信業	141	89	171.15
オ	サービス業	57	34	147.83
カ	卸売業	77	46	147.22
キ	電気機器	54	31	134.78
ク	精密機器	31	17	121.43
ケ	サービス業	85	46	118.06
コ	化学	43	23	115.00
サ	小売業	76	40	111.11
シ	サービス業	21	11	106.00
ス	証券、商品先物取引業	49	25	104.17
セ	小売業	32	16	100.00

(8) 監査証明業務以外の業務に基づく報酬の内容

監査証明業務以外の業務に基づく報酬を「非監査証明業務に基づく報酬」の項目で開示した企業は1,108社であり、分析対象企業(3,530社)の31.39%に当たる。[図表14]は、2010年度から2014年度までの5年間における監査証明業務以外の業務に基づく報酬の推移を示したものである。

[図表14] 監査証明業務以外の業務に基づく報酬

項目	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
企業数(社)	871	822	776	1,118	1,108
合計(百万円)	8,655	9,526	8,107	11,477	12,369
平均(百万円)	9.94	11.59	10.45	10.27	11.16
最大(百万円)	575.00	327.00	281.00	495.00	377.00
中央値(百万円)	3.00	3.00	3.00	2.72	3.00
最小(百万円)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
標準偏差	29.96	25.44	22.47	27.73	28.65

[図表14]から、監査証明業務以外の業務に基づく報酬金額を開示している企業数は、2013年度に比べてわずかに減少しているが、1社当たり平均金額及び監査証明業務以外の業務に基づく報酬の総額は増加している。

これらの非監査証明業務の内容を開示している企業は1,005社であった。開示された業務内容の説明を個別に確認したところ、主な非監査証明業務として、コンフォートレターの作成業務(179件)、IFRS関連の指導・助言業務等(134件)、内部統制関連業務(86件)、デューデリジェンス(73件)、合意された手続業務(63件)、税務業務(45件)が挙げられる。IFRS関連の指導・助言業務等は、2009年度の101件から2011年度は434件と年々増加してきていたが、2012年度184件、2013年度143件と減少し、2014年度は128件であった。

(林 隆敏)

3. アメリカにおける監査報酬の実態分析

アメリカでは、2000年から被監査企業が監査人に支払う監査報酬及び非監査報酬の金額が業務ごとに開示されている。現行のアメリカ証券取引委員会規則によると、登録会社は、株主宛の委任状(proxy statement)において、①監査報酬(財務諸表の監査、四半期財務諸表のレビュー、または法定の開示書類について通常提供される業務に対する報酬)、②監査関連報酬(財務諸表の監査またはレビューに関連して提供される保証業務または関連業務であって①に含まれないものに対する報酬)、③税務報酬、④その他のすべての報酬に区分して開示することが求められている(SEC [2003], §240.14a-101, Schedule 14A, Item 9)。

(1) 調査の期間、対象及び方法

今年度の調査の期間、対象及び方法は、ニューヨーク証券取引所(New York Stock Exchange: 以下、NYSE)、アメリカン証券取引所(American Stock Exchange: 以下、AMEX)、または全国店頭銘柄建値自動通報システム(National Association of Securities Dealers Automated Quotations: 以下、NASDAQ)において株式が公開されている企業のうち、2014年1月から2014年12月の間に決算を迎え、Audit Analytics[®]に監査報酬データが収録されている5,422社(うちNYSE 2,612社、AMEX 350社、NASDAQ 2,460社)である。

分析にあたっては、時系列的な変化を示すため、原則として2013年度のデータを併記している。なお、2013年度と2014年度のデータはそれぞれ、調査の時点でAudit Analytics[®]にデータが収録されている企業であり、必ずしも両年度に共通してデータが得られる企業ばかりで構成されているわけではない。

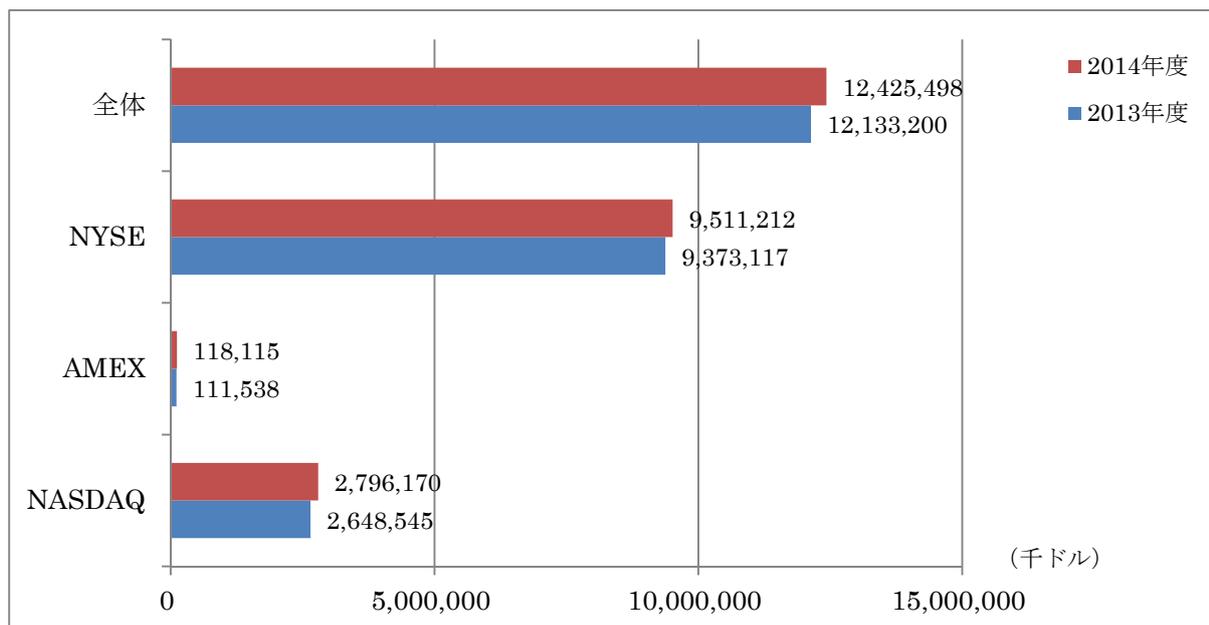
(2) 監査報酬の概況

[図表15]及び[図表16]は、調査対象会社における監査報酬額の概況を示したものである。

[図表15] 監査報酬の概況

項目	全体		NYSE	
	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度
企業数(社)	5,496	5,420	2,646	2,611
合計額(千ドル)	12,133,200.09	12,425,497.97	9,373,116.57	9,511,212.35
平均(千ドル)	2,207.64	2,292.53	3,542.37	3,642.75
最大(千ドル)	86,500.00	82,200.00	86,500.00	82,200.00
中央値(千ドル)	755.34	795.50	1,342.94	1,420.00
最小(千ドル)	0.83	4.50	1.93	4.50
標準偏差	5,337.59	5,430.93	7,210.37	7,333.29
項目	AMEX		NASDAQ	
	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度
企業数(社)	382	350	2,468	2,459
合計額(千ドル)	111,538.48	118,115.33	2,648,545.05	2,796,170.29
平均(千ドル)	291.99	337.47	1,073.15	1,137.12
最大(千ドル)	5,477.00	9,215.63	32,940.00	31,657.20
中央値(千ドル)	147.73	154.83	557.5965	577.00
最小(千ドル)	0.83	15.80	1.39	10.00
標準偏差	560.90	729.11	1,975.47	2,007.82

[図表 16] 監査報酬の合計額の推移



まず、2013年度との比較では、全体の平均値（中央値）で、2,207.64千ドル（755.34千ドル）から2,292.53千ドル（795.50千ドル）へと3.85%（5.32%）増加している。市場別にみても、調査対象としたすべての市場で増加傾向にある。

本年度の増加傾向については、2012年12月に、公開会社会計監視委員会（Public Company Accounting Oversight Board：以下、PCAOB）が「2010年度に国内で年度検査を受けた会計事務所における財務報告に係る内部統制監査の不備に関する所見」（PCAOB [2012]）を公表し、内部統制の有効性に関する監査意見を裏付ける十分な監査証拠を入手していない会計事務所が15%程度発見され、これらの事務所は、統合監査契約の多くについて財務諸表に関する監査意見を裏付ける十分な監査証拠も入手していないと結論付けたことの影響があるのかもしれない。

歴史的に見ても、監査報酬の総額（監査の市場規模）は、われわれが本調査を開始した2006年度の7,799,368.88千ドルから2014年度は12,425,497.97千ドルへと、約59.31%拡大している⁴。また、監査報酬の平均（中央値）で見ても、2006年度は1,746.00千ドル（627.00千ドル）であったのに対して、本年度は、2,292.53千ドル（795.50千ドル）となっており、31.30%（26.87%）増加している。

アメリカの監査報酬は、2006年度以降、リーマンショックによる景気の落込みとその後の回復、2010年のPCAOBによる一連の監査基準の適用、2012年のJOBS法（Jumpstart Our Business Startups Act）による登録届出書に必要な監査済財務書類の2年度分への短縮と内部統制監査の適用除外など、監査報酬の増減に影響を及ぼすと考えられるさまざまな事象を経験しながらも、着実に拡大してきているといえよう。

⁴ 2006年度から2010年度までの推移については、監査人・監査報酬問題研究会編『上場企業監査人・監査報酬白書2010年版』日本公認会計士協会出版局、2009年、第3章3を参照されたい。

(3) 日米比較

ここでは日米の監査報酬額の概略的な比較を行いたい。〔図表 17〕を参照されたい。アメリカにおける監査報酬は便宜上\$1=¥100 で換算している。また、比較の便宜上、日本企業のサンプルは3月決算企業に限定している。

〔図表 17〕 監査証明業務報酬の日米比較

項目	アメリカ		日本	
	2013 年度	2014 年度	2013 年度	2014 年度
企業数 (社)	5,496	5,420	2,433	2,428
合計 (百万円)	1,213,320.01	1,242,549.80	145,990.40	148,865.54
平均 (百万円)	220.76	229.25	60.00	61.31
最大 (百万円)	8,650.00	8,220.00	2,307.00	2,021.00
中央値 (百万円)	75.53	79.55	33.00	33.90
最小 (百万円)	0.08	0.45	4.76	5.00

〔図表 17〕 から判るように、直近会計年度の監査証明業務報酬の平均 (中央値) は、アメリカの 229.25 百万円 (79.55 百万円) に対して、日本では 61.31 百万円 (33.90 百万円) となっている。したがって、わが国の監査証明業務報酬の対アメリカ比は、1 : 3.74 (1 : 2.35) となっている。昨年度のこの比率は 1 : 3.68 (1 : 2.29) であったことから、日米の監査報酬格差は、平均値では若干拡大し、中央値でも差が拡大している。いずれにしても、アメリカの上場企業の監査報酬は、日本企業の 2 倍ないし 3 倍に相当する状況にある。われわれの調査開始年度である 2006 年度には、日米の監査報酬比は、1 : 6.84 (1 : 3.35) であったことからすると、その差は、内部統制報告制度及び四半期報告制度の導入等を経て、着実に縮小してきたということができよう。

(4) 監査報酬額の分布

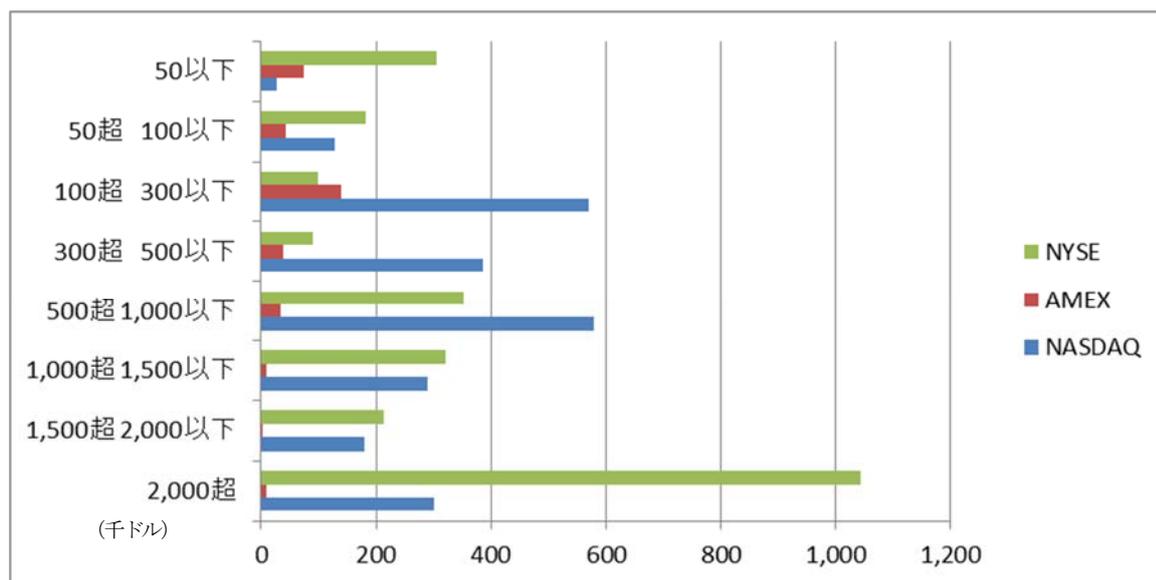
〔図表 18〕 及び 〔図表 19〕 は、調査対象会社全体及び市場別の監査報酬額の分布状況を示したものである。〔図表 19〕 を見れば、各市場の監査報酬額の分布状況には大きな相違があることが判る。NYSE では、2,000 千ドル超の監査報酬を支払っている企業の比率が 39.98%にも上り、最頻値なのに対して、AMEX では 2.86%、NASDAQ では 12.20%である。こうした分布状況の相違の原因は、市場に属する企業の規模や業種等が異なることにあるものと想定される。

[図表 18] 監査報酬額の分布の推移

監査報酬額 (千ドル)	全体		NYSE	
	2013年度 (社)	2014年度 (社)	2013年度 (社)	2014年度 (社)
50以下	452	409	307	306
50超 100以下	385	351	205	182
100超 300以下	853	811	116	100
300超 500以下	526	515	100	91
500超 1,000以下	986	965	372	353
1,000超 1,500以下	605	621	308	322
1,500超 2,000以下	385	394	227	213
2,000超	1,304	1,354	1,011	1,044
合計 (社)	5,496	5,420	2,646	2,611

監査報酬額 (千ドル)	AMEX		NASDAQ	
	2013年度 (社)	2014年度 (社)	2013年度 (社)	2014年度 (社)
50以下	87	75	58	28
50超 100以下	46	42	134	127
100超 300以下	158	140	579	571
300超 500以下	44	38	382	386
500超 1,000以下	32	34	582	578
1,000超 1,500以下	3	10	294	289
1,500超 2,000以下	5	1	153	180
2,000超	7	10	286	300
合計 (社)	382	350	2,468	2,459

[図表 19] 監査報酬額の分布



(5) 監査報酬の対売上高比率及び対総資産額比率

ここでは、企業規模の影響を排除するために、監査報酬の絶対額ではなく監査報酬の対売上高比率及び対総資産額比率をみてみよう。一般的に売上高と総資産額の多寡は監査手続（監査時間数）に影響すると考えられており、われわれの過年度の研究⁵においても、わが国の監査環境において監査報酬額との相関が高いことが実証されている。

〔図表 20〕、〔図表 21〕並びに〔図表 22〕は、2013 年と 2014 年における監査報酬の対売上高比率及び対総資産額比率の概況を示したものである。売上高と総資産に関してデータが欠落している企業、並びに対売上高比率ないしは対総資産額比率が 1,000%を超えている企業を異常値として除外しているので、〔図表 15〕及び〔図表 18〕とは企業数が異なっていることに留意されたい。

〔図表 20〕によれば、監査報酬対売上高比率の全体平均は 4.08%から 4.63%⁶へと上昇している。売上高比率は、比率であることから異常値による影響が出易く、とくに企業規模の小さい企業が多いと考えられる AMEX や NASDAQ において、こうした異常値が発生し易いといえる。

〔図表 20〕 監査報酬の対売上高比率及び対総資産額比率

項目	全体		NYSE	
	2013 年度	2014 年度	2013 年度	2014 年度
企業数 (社)	4,692	4,692	2,114	2,126
対売上高比 平均 (%)	4.08	4.63	1.44	2.66
売上高 平均 (千ドル)	4,778,739.85	4,785,953.41	9,143,304.71	9,018,403.47
売上高 中央値 (千ドル)	428,047.00	430,876.50	1,711,300.00	1,690,410.00
企業数 (社)	4,891	4,933	2,152	2,164
対総資産額比 平均 (%)	0.43	0.29	0.14	0.12
総資産額 平均 (千ドル)	16,862,081.70	16,857,815.96	35,284,479.66	35,225,788.24
総資産額 中央値 (千ドル)	909,857.00	956,427.00	3,260,969.00	3,419,713.00
項目	AMEX		NASDAQ	
	2013 年度	2014 年度	2013 年度	2014 年度
企業数 (社)	287	284	2,294	2,282
対売上高比 平均 (%)	11.27	11.40	5.62	5.62
売上高 平均 (千ドル)	346,385.94	362,108.90	1,309,208.61	1,393,395.58
売上高 中央値 (千ドル)	27,023.00	27,865.50	165,599.05	162,145.00
企業数 (社)	348	340	2,391	2,429
対総資産額比 平均 (%)	1.82	0.48	0.48	0.41
総資産額 平均 (千ドル)	762,815.99	831,156.23	2,624,333.50	2,737,096.45
総資産額 中央値 (千ドル)	77,475.99	72,640.20	376,872.00	372,874.48

⁵ 監査人・監査報酬問題研究会編『上場企業監査人・監査報酬白書 2010 年版』日本公認会計士協会出版局、2009 年、第 3 章 3 を参照されたい。

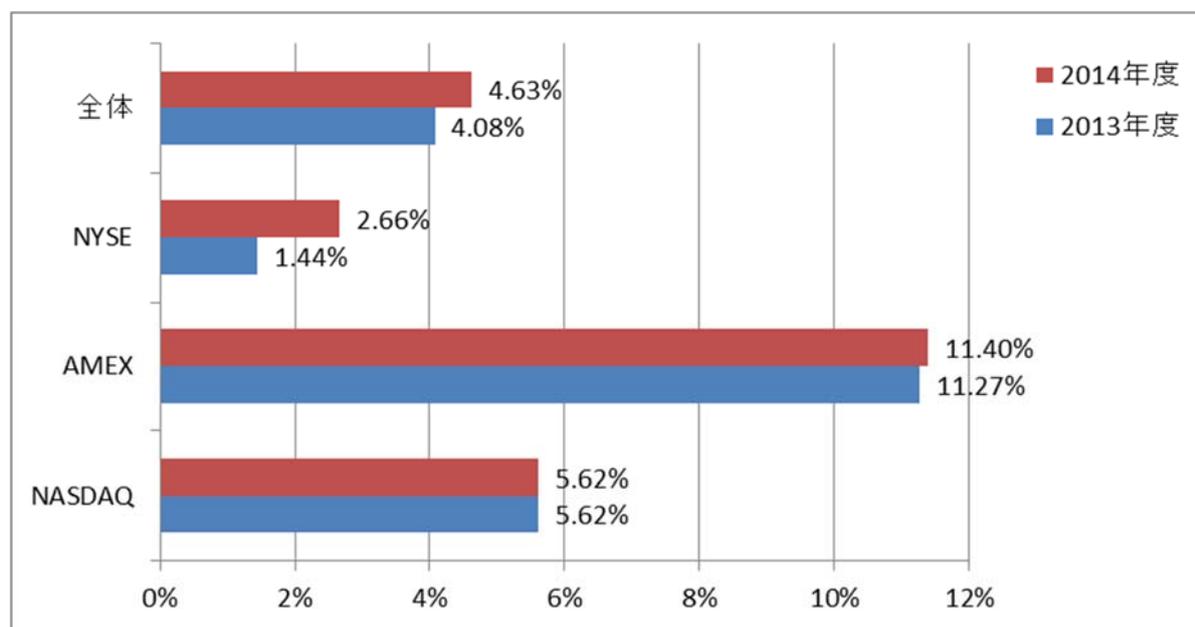
⁶ 2013 年度と 2014 年度の対売上高比率比較にあたっては、異常値（1,000%以上）の企業を除いた数値を用いて分析している。

[参考図表] (異常値を含む場合)⁷

項目	全体		NYSE	
	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度
企業数(社)	4,702	4,700	2,114	2,127
対売上高比 平均 (%)	9.22	563.92	2.18	1188.79
売上高 平均 (千ドル)	4,768,576.75	4,777,807.12	9,138,979.60	9,014,163.51
売上高 中央値 (千ドル)	424,226.50	427,689.00	1,709,561.00	1,689,200.00
企業数(社)	4,891	4,935	2,152	2,164
対総資産額比 平均 (%)	0.43	2.44	0.14	0.12
総資産額 平均 (千ドル)	16,862,081.70	16,850,984.02	35,284,479.66	35,225,788.24
総資産額 中央値 (千ドル)	909,857.00	955,809.00	3,260,969.00	3,419,713.00

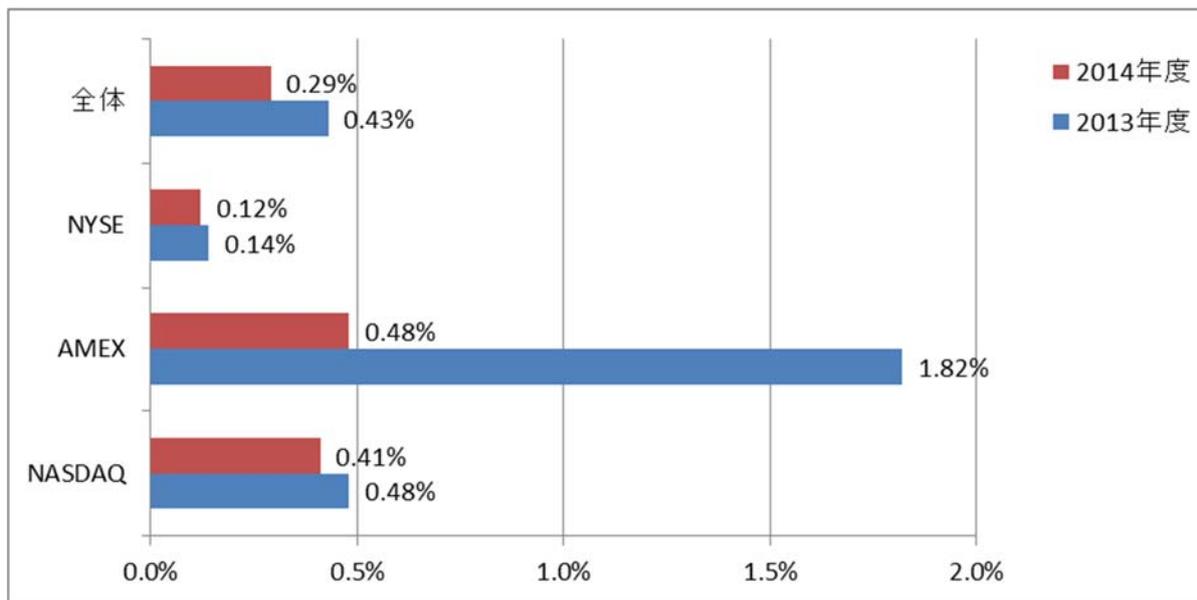
項目	AMEX		NASDAQ	
	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度
企業数(社)	287	285	2,301	2,288
対売上高比 平均 (%)	51.75	29.54	10.38	49.58
売上高 平均 (千ドル)	343,972.14	360,838.37	1,305,225.97	1,389,741.59
売上高 中央値 (千ドル)	26,201.00	27,681.00	164,032.00	160,811.50
企業数(社)	348	341	2,391	2,430
対総資産額比 平均 (%)	1.82	22.94	0.48	1.62
総資産額 平均 (千ドル)	762,815.99	828,718.84	2,624,333.50	2,735,970.07
総資産額 中央値 (千ドル)	77,475.99	72,284.40	376,872.00	372,046.24

[図表 21] 監査報酬の対売上高比率の推移



⁷ 本 [参考図表] から判るとおり、異常値を排除しない場合、対売上高比率で前年比 50 倍超、対総資産額比率で 2 倍超の過度な増加となる。

[図表 22] 監査報酬の対総資産額比率の推移



(6) 監査報酬額の上位企業

監査報酬額の上位 10 社を [図表 23] に示している。この図表から判るように、GENERAL ELECTRIC 社、TOTAL S.A.社を除く 8 社が金融機関であり、10 社とも NYSE 上場企業である。三菱 UFJ フィナンシャル・グループは 2013 年度に引き続き上位 10 社に名を連ねている。

[図表 23] 監査報酬額の上位 10 社

順位	企業名	2013 年度 監査報酬額 (千ドル)	2014 年度 監査報酬額 (千ドル)	2012 年度 の順位	監査事務所	市場
1	BANK OF AMERICA CORP /DE/	86,500	82,200	1	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
2	GENERAL ELECTRIC CO	84,300	78,200	2	KPMG LLP	NYSE
3	DEUTSCHE BANK AKTIENGESELLSCHAFT	73,054	71,779	3	KPMG LLP	NYSE
4	METLIFE INC	70,200	71,400	5	Deloitte & Touche LLP	NYSE
5	UBS Group AG	72,464	67,664	4	Ernst & Young LLP	NYSE
6	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP INC	69,400	66,300	6	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
7	CITIGROUP INC	66,500	65,300	8	KPMG LLP	NYSE
8	TOTAL S.A.	—	66,500	—	Ernst & Young LLP / KPMG LLP	NYSE
9	JPMORGAN CHASE & CO	59,500	60,300	9	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
10	MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC	67,828	60,208	7	Deloitte & Touche LLP	NYSE

(7) 非監査業務に基づく報酬

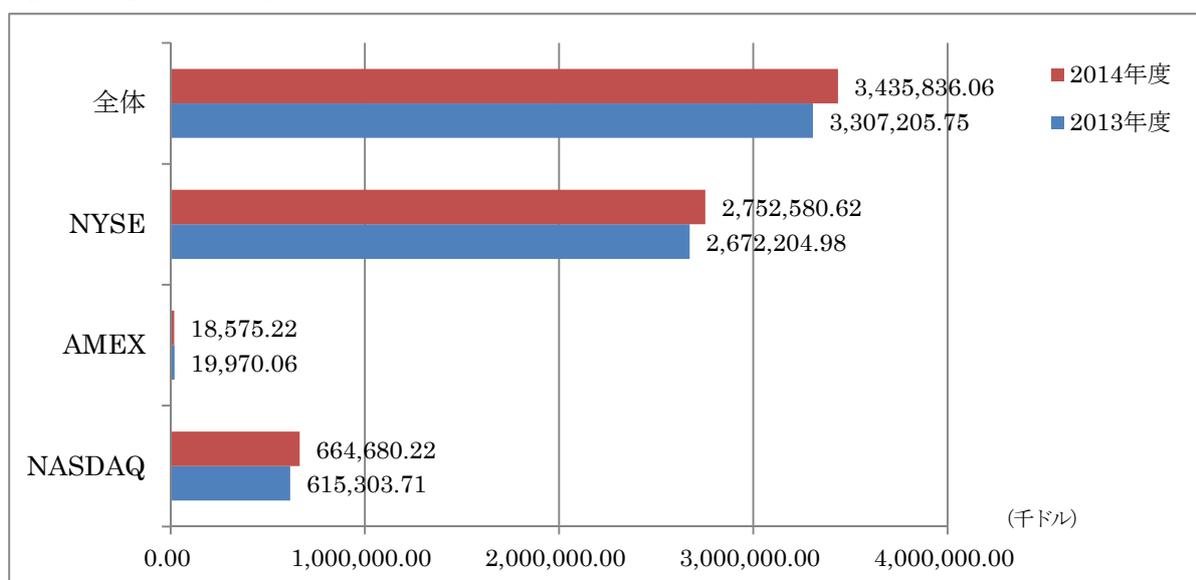
非監査業務に基づく報酬の概要は、[図表 24]、[図表 25] 並びに [図表 26] のように示される。調査対象会社 5,422 社のうち、795 社 (14.66%) は非監査業務報酬を支払っていないため除外している。

[図表 24] 非監査業務に基づく報酬の概況

項目	全体		NYSE	
	2013 年度	2014 年度	2013 年度	2014 年度
企業数 (社)	4,660	4,627	2,335	2,324
合計額 (千ドル)	3,307,205.75	3,435,836.06	2,672,204.98	2,752,580.62
平均額 (千ドル)	709.70	742.56	1,144.41	1,184.42
最大 (千ドル)	67,700.00	68,620.00	67,700.00	68,620.00
中央値 (千ドル)	118.70	114.79	241.00	238.34
最小 (千ドル)	0.23	0.01	0.70	0.01
標準偏差	2,652.81	2,738.75	3,587.28	3,697.56
対監査報酬額比平均 (%)	39.78	30.19	38.04	31.05

項目	AMEX		NASDAQ	
	2013 年度	2014 年度	2013 年度	2014 年度
企業数 (社)	297	272	2,028	2,031
合計額 (千ドル)	19,970.06	18,575.22	615,030.71	664,680.22
平均額 (千ドル)	67.24	68.29	303.27	327.27
最大 (千ドル)	2,180.46	1,013.00	21,332.00	18,093.00
中央値 (千ドル)	23.46	33.44	80.57	68.08
最小 (千ドル)	0.37	0.39	0.23	200.00
標準偏差	148.53	110.90	954.47	965.04
対監査報酬額比平均 (%)	33.02	33.87	42.76	27.72

[図表 25] 非監査業務に基づく報酬の合計額の推移



非監査業務に基づく報酬の合計額は、2013 年度の 3,307,205.75 千ドルから 2014 年度は 3,435,836.06 千ドルへと 3.89%増加している。支払額の平均は 2013 年度の 709.70 千ドルに対して 2014 年度は 742.56 千ドルへと増加しており、監査報酬に対する比率では、39.78%から 30.19%へと減少している。また、市場別には、

NYSE 上場企業が相対的に大きく、また、非監査業務に基づく報酬支払額の上位 10 社は、すべて NYSE 上場企業である。

[図表 26] 非監査業務に基づく報酬の上位 10 社

順位	企業名	非監査業務 報酬額 (千ドル)	監査 報酬額 (千ドル)	対監査 報酬 比率 (%)	監査事務所	市場
1	Blackstone Group L.P.	68,620	41,909	163.7	Deloitte & Touche LLP	NYSE
2	HSBC HOLDINGS PLC	62,500	13,400	466.4	KPMG LLP	NYSE
3	Banco Santander, S.A.	60,747	58,753	103.4	Deloitte & Touche LLP	NYSE
4	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP	41,200	35,000	117.7	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
5	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP INC	33,900	66,300	51.1	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
6	CITIGROUP INC	33,700	65,300	51.6	KPMG LLP	NYSE
7	DEUTSCHE BANK AKTIENGESELLSCHAFT	31,902	71,779	44.4	KPMG LLP	NYSE
8	JPMORGAN CHASE & CO	30,600	60,300	50.7	PricewaterhouseCoopers LLP	NYSE
9	Apollo Global Management LLC	27,492	33,223	82.7	Deloitte & Touche LLP	NYSE
10	KKR & Co. L.P.	26,392	20,224	130.5	Deloitte & Touche LLP	NYSE

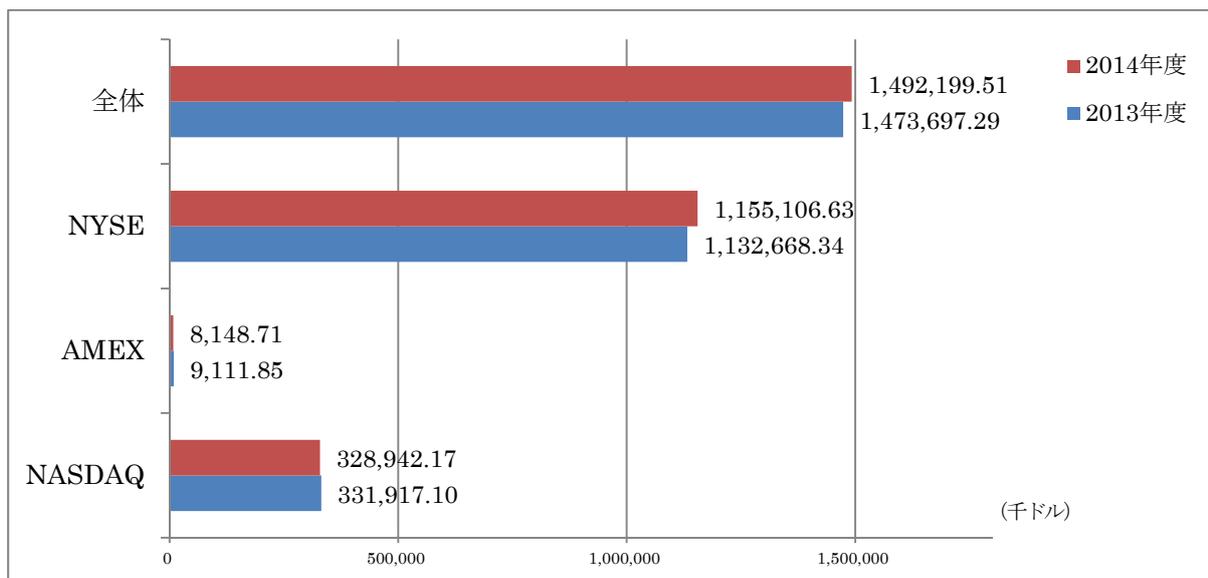
(8) 税務報酬

税務報酬の概況を、[図表 27]、[図表 28] 並びに [図表 29] に示している。調査対象会社 5,422 社のうち、1,740 社 (32.09%) は税務報酬を支払っていないため除外している。

[図表 27] 税務報酬の概況

項目	全体		NYSE	
	2013 年度	2014 年度	2013 年度	2014 年度
企業数 (社)	3,666	3,682	1,917	1,935
合計額 (千ドル)	1,473,697.29	1,492,199.51	1,132,668.34	1,155,106.63
平均 (千ドル)	401.99	405.16	590.85	596.95
最大 (千ドル)	50,598.00	48,903.00	50,598.00	48,903.00
中央値 (千ドル)	74.87	75.00	129.80	128.00
最小 (千ドル)	0.23	0.17	0.91	0.20
標準偏差	1,362.86	1,373.13	1,761.41	1,793.05
対監査報酬額比平均 (%)	29.91	18.58	26.74	20.25
項目	AMEX		NASDAQ	
	2013 年度	2014 年度	2013 年度	2014 年度
企業数 (社)	218	196	1,531	1,551
合計額 (千ドル)	9,111.85	8,148.71	331,917.10	328,942.17
平均 (千ドル)	41.80	41.58	216.80	212.08
最大 (千ドル)	702.00	820.00	19,018.00	14,598.00
中央値 (千ドル)	14.32	18.84	59.22	54.97
最小 (千ドル)	0.67	0.67	0.23	0.17
標準偏差	70.85	76.58	682.42	605.52
対監査報酬額比平均 (%)	23.39	24.88	34.81	15.71

[図表 28] 税務報酬の合計額の推移



税務報酬の合計額は、2013年度の1,473,697.29千ドルから2014年度は1,492,199.51千ドルへと1.26%の増加となっている。また、非監査業務に基づく報酬と同様に、平均額においてNYSE上場企業が相対的に高く、税務報酬支払額の上位10社は、NASDAQ登録企業1社を除いてすべてNYSE上場企業である。

[図表 29] 税務報酬の上位10社

順位	企業名	税務報酬額 (千ドル)	監査報酬額 (千ドル)	対監査報酬比率 (%)	監査事務所	市場
1	Blackstone Group L.P.	48,903.00	41,909.00	116.69	Deloitte & Touche LLP	NYSE
2	KKR & Co. L.P.	20,735.00	20,224.00	102.53	Deloitte & Touche LLP	NYSE
3	Apollo Global Management LLC	20,132.00	33,223.00	60.60	Deloitte & Touche LLP	NYSE
4	UNITED TECHNOLOGIES CORP /DE/	18,712.00	42,054.00	44.50	Pricewaterhouse Coopers LLP	NYSE
5	TWENTY-FIRST CENTURY FOX, INC.	14,598.00	17,466.00	83.58	Ernst & Young LLP	Nasdaq National Mkt
6	Axalta Coating Systems Ltd.	13,167.50	6,103.76	215.73	Pricewaterhouse Coopers LLP	NYSE
7	DEUTSCHE BANK AKTIENGESELLSCHAFT	10,634.00	71,779.30	14.81	KPMG LLP	NYSE
8	BANK OF AMERICA CORP /DE/	9,700.00	82,200.00	11.80	Pricewaterhouse Coopers LLP	NYSE
9	NATIONAL OILWELL VARCO INC	9,423.00	8,685.00	108.50	Ernst & Young LLP	NYSE
10	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC.	9,409.76	17,267.10	54.50	Pricewaterhouse Coopers LLP	NYSE

(9) 総報酬の内訳

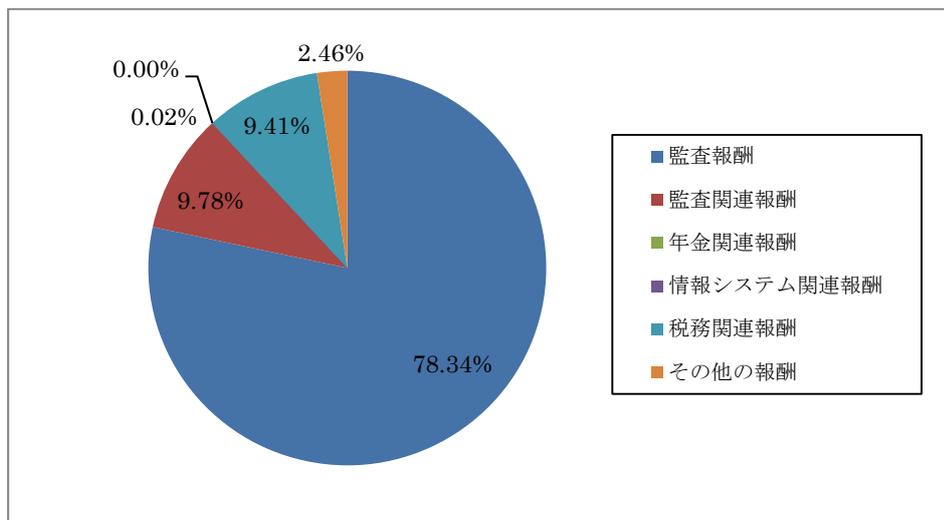
最後に、調査対象企業が2014年に監査事務所に支払った総報酬の内訳を確認しておこう。[図表30]及び[図表31]は、Audit Analytics®に収録されているデータ区分に基づいて、市場別に総報酬の内訳を示すとともに、それら内訳を円グラフで示している。

この2つの図表から、市場間での各報酬割合に大きな差はみられず、監査報酬及び監査関連報酬が総報酬の9割近くを占めていることが読み取れる。この業務報酬の総額から見る限り、もはやアメリカにおいては全体的な傾向として非監査報酬の提供について問題となることはないと思われる。

[図表30] 総報酬に占める各業務報酬の割合

報酬種別	全体	NYSE	AMEX	NASDAQ
監査報酬	78.34%	77.56%	86.41%	80.79%
監査関連報酬	9.78%	10.44%	4.66%	7.66%
年金関連報酬	0.02%	0.02%	0.08%	0.01%
情報システム関連報酬	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
税務関連報酬	9.41%	9.42%	5.96%	9.50%
その他の報酬	2.46%	2.57%	2.89%	2.03%

[図表31] 総報酬に占める各業務報酬の割合（グラフ）



(松本 祥尚)

4. 監査報酬の実証分析 —監査人の交代による監査報酬への影響—

(1) 問題の所在

2015年に発覚した東芝の粉飾決算事件において、監査が十分な機能を果たしていなかったとの認識の下、現在、金融庁では、「会計監査の在り方に関する懇談会」（以下、懇談会）が開催されている。懇談会では、「今後の会計監査のあり方」について提言を行い、それを受けて金融庁において、必要な施策がとられることとなっている⁸。

そこでの議論の1つに、「監査法人のローテーション」という表現で、監査事務所の強制的交代制度が取り上げられている⁹。これは、東芝の監査を担当していた監査法人が、現在の名称になる前の合併前も含めると半世紀以上にわたって一貫して担当していたことから、監査における fresh look（新鮮な視点）を採り入れるべく、監査事務所の強制的交代の議論が提起されたものである。

監査事務所の強制的交代の議論は、アメリカでは、2001年のエンロン事件を受けて制定されたサーベインズ=オックスリー法において、会計検査院（General Accounting Office—当時：以下、GAO）に対して、監査事務所の強制的交代制度の導入の可否を検討するよう義務付け、その後、調査を経て、GAOが強制的交代制度は時期尚早であるとの結論に立つ報告書（GAO [2003]）を公表している¹⁰。

また、日本においても、2005年に発覚したカネボウ事件を受けて、2006年12月に、金融審議会公認会計士制度部会から、「金融審議会公認会計士制度部会報告～公認会計士・監査法人制度の充実・強化について～」と題する報告書（金融審議会公認会計士制度部会 [2006]）が公表され、「i）監査人の知識・経験の蓄積の中断、ii）監査人、被監査会社に生じる交代に伴うコスト、iii）被監査会社の活動の国際化や監査業務における国際的な業務提携の進展等の中での国際的な整合性の確保、iv）大規模監査法人の数が限定されている中での交代の実務上の困難さ、等の観点からその問題点」から、強制的交代制の導入を見送るとの結論が示されていたのである。

しかしながら、現在、監査事務所の強制的交代が国際的には現実的な問題となってきている。すなわち、EUにおいて、欧州委員会（European Commission：以下、EC）が、2011年11月30日に監査規制の改革案を公表し、原則6年ごとの監査事務所の交代制を提案（European Commission (EC) [2011]）し、最終的に2014年4月16日、EUでは、社会的に影響度の高い事業体（Public-Interest Entities：以下、PIE）において、EU規則（EU [2014]）として、EU域内の最低限の規則として、以下の事項からなる監査事務所の強制的交代を義務付けることとなったのである。

⁸ 金融庁「平成27事務年度金融行政方針」、II. 金融行政の目指す姿・重点施策・1. 活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保・(2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みの強化・② 会計監査の質の向上・(ア) 会計監査の信頼性の確保に向けた取組み、2015年9月18日。<<http://www.fsa.go.jp/news/27/20150918-1/01.pdf>>

⁹ 金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」第1回議事要旨。<<http://www.fsa.go.jp/singi/kaikeikansanoarikata/gijiyousi/20151006.html>>

¹⁰ わが国においても、GAOが実施したのと同様のアンケートを企業、監査人及び監査役に対して実施し、GAOによるアメリカの調査結果との比較を含めて、その結果を取り纏めた報告書として、日本監査研究学会特別委員会 [2006] がある。

- PIEにかかる監査契約の継続期間の上限は10年まで（その後の契約禁止期間を4年）とする
- その継続監査期間内において公開入札を実施する場合には、当該上限は20年に延長される
- 共同監査が実施されている場合には、当該上限は24年まで延長される（フランスにおいて適用されている規定を採用）

他方、アメリカにおいては、PCAOBが、2011年8月16日にコンセプト・リリース（PCAOB[2011]）を公表し、大規模公開会社に限定して、10年間を目安とする監査事務所の強制的交代を導入することを提示していたが、アメリカ会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants：以下、AICPA）や会計事務所による強力な反対意見が表明され、終には、議会において、PCAOBによる監査事務所の強制的交代の制度化を禁じる内容のSOX法改正案（The United States House of Representatives[2013]）が下院で決議されるに至っており、当面は、監査事務所の強制的交代を行うことはできないと考えられている。

こうした国際的な状況下において、わが国では、東芝事件を契機として監査事務所の強制的交代制の導入が再び俎上に載せられたのである。懇談会での議論が今後、どのように推移していくかは定かでないものの、監査事務所の強制的交代制度が導入された場合の影響について、学術的に検討することは必要なプロセスであろう。

本研究では、監査報酬との関連で、監査人が交代した場合に、監査報酬はどうなるのかという点を検討することとしたい。

監査事務所が交代する際には、必ず追加的なコストとして、監査報酬の増加が生じる。初度監査にあたっては、監査人は、被監査企業の状況を理解し、リスク評価を行うために、継続監査の場合に比べて明らかに多くの作業を要するからである。監査事務所の強制的交代を考える場合には、監査事務所が交代することによって得られるfresh lookのメリットと、監査事務所の交代に伴う追加的な費用との間で、費用対効果を考える必要がある。EUでは、先に述べたように10年で入札、20年で交代を原則としているが、これは当該継続期間ごとの交代であれば、監査事務所の交代による追加的なコストを社会的負担として受け入れられるという判断であるとも解される。

他方、監査事務所が交代しても、監査報酬は増加しないという見方もある。監査事務所の交代に際しては、監査事務所間の過当競争によって、監査報酬は前年度と同額またはそれより低い金額に抑えられてしまうということである。

以上のことから、本研究の目的は、第1に、わが国の監査人の交代のケースを調査し、監査報酬の増加が見られるかどうか、すなわち、監査事務所側に生じる交代コストが、適切に監査報酬に反映されているかどうかを検討することにある。さらに、第2には、仮に監査人の交代時に監査報酬の減少が認められるとすれば、いかなる要因が影響を与えているのかを分析することとしたい。

(2) 先行研究

本研究が目的とする、監査人の交代時に監査報酬がいかなる影響を受けるかという課題を扱った先行研究は、必ずしも多くない。なぜならば、山浦[2008]にあるように、交代後の監査報酬の上昇は、理論的には、先述のとおり、監査業務の工程の増加によって明らかだからである。仮に、監査人の交代時に、監査報

酬が低減しているとすれば、それは理論的な考察ではなく、ダンピングや、ローボーリング（契約獲得のために初度監査の報酬を低く抑えて契約を結ぶこと）等の影響であると考えられるからである。

まず、監査人の交代による報酬への影響については、Deis and Giroux [1996]、Fearnley [1998] などが挙げられる。研究結果には、若干のバラつきがあるものの、概ね、中小監査事務所から（評判の高いと解される）大規模監査事務所への監査人の交代においては、監査報酬は増加する傾向にあるとの結果が示されているように思われる。

また、監査契約においてローボーリングが生じているかという問題に関しては、The Commission on Auditors' Responsibilities [1978]、DeAngelo [1981]、Simon and Francis [1988]、Ettredge and Greenberg [1990] 等を嚆矢として、数多くの研究が進められ、英米においては、たしかにローボーリングの傾向があるという実証結果が示され、そのことが監査委員会による監査契約の契約当事者となることを要請する規定の制度化に繋がってきたと考えられる。

他方、日本では、鳥羽・川北 [2001] における実態調査や町田 [2003] でのインタビュー調査や町田 [2009] での実態調査によって、監査報酬は監査事務所が交代すると低減する傾向にあることが示されている。

その他に、監査報酬とは直接の関連性がないが、監査人の交代要因についての研究として、佐久間 [2007]、監査人の交代後の監査判断についての研究として、酒井 [2012] 及び酒井 [2014] などがある。

(3) サンプルの選択と記述統計

本研究では、内部統制報告及び四半期レビュー等が実施された 2008 年を 1 つのメルクマールとして、2008 年以降 2015 年までの 8 年間にわたる監査人の交代を全件（867 件）、適時開示資料から手作業で抽出し、データを得た。

その際、みずぎ監査法人の解散に伴う監査人の交代（25 件）、及び監査法人の合併に伴う監査人の交代（29 件）、監査法人の解散に伴う監査人の交代（6 件）、事務所内の異動（10 件）は、除外している。サンプルとなった交代ケースは、797 件であった（図表 36 参照）。

それらの交代ケースを年度別及び監査法人の規模別に分けて纏めたのが [図表 32] である。

[図表 32] 監査人の交代（法人・年代別内訳）

交代前	交代後	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	計
3 大法人から	3 大法人	19	21	13	19	10	14	15	11	122
	中堅法人	22	16	13	14	9	13	12	11	110
	その他	51	54	18	15	16	11	13	4	182
中堅法人から	3 大法人	2	1	8	4	1	4	5	3	28
	中堅法人	1	1	2	0	1	2	1	0	8
	その他	10	4	3	6	4	5	3	3	38
その他から	3 大法人	14	7	10	14	2	7	9	5	68
	中堅法人	7	2	4	8	5	4	9	5	44
	その他	27	46	32	27	13	25	18	9	197
計		153	152	103	107	61	85	85	51	797

注：3 大法人（あずさ、新日本、トーマツ）、中堅法人（あらた、大阪(ひびき)、京都、仰星、三優、太陽、東陽）、その他（3 大・中堅以外）として集計している。

みず監査法人からの交代を含めていないことから、2008年及び2009年、さらには2011年にかけて監査人の交代が多いのは、内部統制報告制度等の導入によってそれに対応できる監査法人への交代が行われたこと、さらに、その後、監査事務所間の過当競争による監査人の交代が生じたことが背景にあるものと解される。

この797件について、監査人の交代期前後における監査報酬額を纏めたものが、[図表33]である。

[図表33] 交代期前後の監査証明報酬額

単位：千円

項目	①交代前期	②交代した期	③交代翌期
標本数	797	738	653
平均	36,252.582	33,825.733	35,322.335
標準偏差	92,163.320	75,230.082	75,625.722
最小値	4,000	4,761	4,761
最大値	2,377,000	1,849,000	1,734,000
中央値	25,000	24,000	24,000
t値	①・② 0.563	①・③ 0.207	

注：**、*、†は、それぞれ、1%水準、5%水準、10%水準で有意であることを示している。(両側検定)

この図表に見る限り、たとえば、平均値を見ると、監査人の交代によって監査報酬は減少し、その後交代翌期に若干回復するものの、交代前の期の報酬までには至っていないことが見て取れる。

なお、交代には、3大法人、中堅法人、その他の法人の組合せによって、9通りのパターンが考えられるが、いずれの場合においても、かかる監査報酬の減少傾向に変わりはない。

さらに、金額では増減の大きさによって平均値が影響を受けてしまうことから、交代前の期に比べて、監査報酬が「増加」、「変動なし」、及び「減少」した件数によって整理したのが、[図表34]と[図表35]である。

[図表34] 監査証明報酬額の変動（年代別）

変動	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	計
増加	122	50	15	15	8	12	20	242
変動なし	7	12	9	13	5	7	6	59
減少	24	90	79	79	48	66	51	437
計	153	152	103	107	61	85	77	738

[図表 35] 法人別内訳

単位：千円

交代前	交代後	①増加	②変動なし	③減少	計	①平均値 ①中央値	②平均値 ②中央値	③平均値 ③中央値
3 大法人から	3 大法人	38	5	67	110	25,815.237	0.000	-25,917.672
						13,000	0.000	-6,000
	中堅法人	24	1	74	99	9,400.000	0.000	-11,320.973
						9,150	0.000	-7,338
中堅法人から	3 大法人	6	1	18	25	12,658.333	0.000	-10,740.722
						10,725	0.000	-4,000
	中堅法人	4	1	3	8	2,550.000	0.000	-13,666.667
						2,000	0.000	-9,000
その他から	3 大法人	33	5	23	61	19,366.909	0.000	-8,808.609
						11,000	0.000	-4,000
	中堅法人	18	3	18	39	7,695.944	0.000	-3,081.778
						6,350	0.000	-2,000
	その他	51	37	98	186	8,753.824	0.000	-9,240.154
						6,124	0.000	-4,650
計		242	59	437	738			

[図表 34] に明らかなように、件数で見ても、監査人の交代によって監査報酬は減少するケースが多い。現状維持は、初度監査の工程の分を請求していないことと同じだと考えると、現状維持も減少と一括することさえできるかもしれない。

また、[図表 35] に見られるように、件数においても、3 大法人、中堅法人、及びその他の法人の間での監査事務所の規模の違いによる相違は認められないといえよう。

(4) 分析と結果

前節までの結果から、監査人の交代後に監査報酬が減少する傾向にある点が指摘された。次に、本節では、この点に着目し、監査人の交代後に監査報酬が減少する要因について検証する。

サンプルセレクション

本節で扱うサンプルは、前節までに扱った監査人の交代のあった 797 社から、分析に必要な財務データ等の欠如企業を除いた 737 社を対象とした（[図表 36] 参照）。

なお、分析の際に用いた監査報酬に関するデータは、本年度を含む過年度において本調査研究によって収集された監査報酬データを利用した。また財務データなどは、日経 NEEDS Financial Quest から入手し、データの欠如分については、当該企業の有価証券報告書をもとに手入力で収集した。

[図表 36] サンプル抽出結果

分析対象サンプルの抽出	
監査人の交代件数	867
みずず監査法人の解散に伴う交代	25
監査法人の合併に伴う交代	29
監査法人の解散に伴う交代	6
事務所内の異動	10
	70
	797
財務データ等の欠如企業	60
最終抽出サンプル数	737

リサーチデザイン

監査報酬の決定要因については、Simunic [1980] 以降、多くの研究が行われている¹¹。本節で検証するモデルも、これまでの先行研究で明らかにされた監査報酬に影響を与えると考えられた要因を用い、監査人の交代による監査報酬の減少との関連性を分析する。

なお、これまでの先行研究において、監査報酬の決定要因として、被監査会社の規模、監査リスク、複雑性、監査人の規模との関係が指摘されている (Simunic [1980] ; Simon and Francis [1988])。そこで本節のモデルにおいても、それぞれの要因に該当する独立変数 (被監査会社の規模 (*Asset*)、監査リスク (*GC*、*Market*、*LEV*、*ΔSale*、*Loss*)、複雑性 (*ΔSubs*)、監査人の規模 (*Firm*)) を用い、以下のモデルを構築した¹²。変数に関する記述統計量及び相関係数については、[図表 37] のとおりである¹³。

$$D_Fee = \alpha + \beta_1 Firm + \beta_2 GC + \beta_3 Market + \beta_4 LEV + \beta_5 \Delta Sale + \beta_6 Loss + \beta_7 Asset + \beta_8 \Delta Subs + \beta_9 Year + \beta_{10} Industry + \varepsilon$$

● 従属変数

D_FEE : 交代前年度に比べて交代年度の監査報酬が減少した場合には1、そうでなければ0のダミー変数

● 独立変数

Firm : 3 大法人から3 大法人以外の監査人への交代であれば1、そうでなければ0のダミー変数

GC : 交代前年度において継続企業的前提に関する追記が付いていれば1、そうでなければ0のダミー変数

Market : 新興市場に上場していれば1、そうでなければ0のダミー変数

LEV : 交代前年度における負債比率 (総負債/総資産)

ΔSale : 交代前年度からの売上高成長率 ((交代前年度の売上高—交代年度の売上高) /交代前年度の売上高)

Loss : 交代前年度に純損失を計上していれば1、そうでなければ0のダミー変数

Asset : 交代前年度における総資産の自然対数値

¹¹ 日本における監査報酬の決定要因に関する先行研究として、町田 [2012]、矢澤 [2009] などがある。

¹² なおこれらの変数は、Craswell et al. [1995]、Ettredge et al. [2007]、Hay [2013]、Hay, et al. [2006]、Menon and Williams [2001]、Simunic [1980]、Simunic and Stein [1996]、Simon and Francis [1988]、高田 [2010]、町田 [2012]、矢澤 [2009]、及び矢澤 [2011] で用いられた変数である。

¹³ 各変数について、それぞれの VIF を調べたところ、深刻な多重共線性を示す証拠は得られなかった。

$\Delta Subs$: 交代前年度から交代年度までにおける子会社数の変化

Year : 年度ダミー

Industry : 産業ダミー

ε : 誤差項

[図表 37] 変数の記述統計と相関係数

パネルA 記述統計量

	<i>D_FEE</i>	<i>FIRM</i>	<i>GC</i>	<i>MARKET</i>	<i>Lev</i>	$\Delta Sale$	<i>Loss</i>	<i>ASSET</i>	$\Delta Subs$
平均	0.5929	0.3718	0.1479	0.4817	0.5603	0.0930	0.4179	9.4355	-0.1275
最大	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.8559	24.7863	1.0000	17.3529	58.0000
中央値	1.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.5605	-0.0239	0.0000	9.2957	0.0000
最小	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0183	-0.8451	0.0000	4.7095	-75.0000
標準偏差	0.4916	0.4836	0.3552	0.5000	0.2629	1.3929	0.4936	1.6918	4.5211

パネルB 相関係数

	<i>D_FEE</i>	<i>FIRM</i>	<i>GC</i>	<i>MARKET</i>	<i>Lev</i>	$\Delta Sale$	<i>Loss</i>	<i>ASSET</i>	$\Delta Subs$
<i>D_FEE</i>	1								
<i>FIRM</i>	0.1288	1							
<i>GC</i>	-0.0049	0.0196	1						
<i>MARKET</i>	0.1189	0.0900	0.1338	1					
<i>Lev</i>	-0.0116	0.0498	0.3070	0.0348	1				
$\Delta Sale$	-0.0777	-0.0018	0.0361	-0.0027	0.0287	1			
<i>Loss</i>	0.0021	0.0597	0.4219	0.1247	0.1795	0.0772	1		
<i>ASSET</i>	-0.1280	-0.0596	-0.2639	-0.4838	0.0834	-0.0939	-0.2663	1	
$\Delta Subs$	-0.0876	-0.0777	-0.0796	-0.1020	-0.0121	0.0567	-0.0571	0.0358	1

このモデルを用いてプロビット回帰を行った。回帰結果については、[図表 38] のとおりである。

結果の解釈

[図表 38] より、監査人の交代による監査報酬の減少と $\Delta Sale$ と $\Delta Subs$ とは、有意な負の関係にある。この被監査会社側の要因である $\Delta Sale$ と $\Delta Subs$ が監査報酬に影響するという指摘は、先行研究の結果と整合的である。すなわち子会社数が減少（あるいは増加）すれば、その分、監査手続などが減る（あるいは増える）ため、監査報酬も減少（あるいは増加）することとなる。また売上高成長率は、被監査会社に内在するリスクとして扱う場合もあるものの（Hay et al. [2006]など）、本変数を被監査会社の規模の縮小（あるいは拡大）の変数と考えた場合、監査報酬の減少（あるいは増加）傾向と一致するものと解釈できるであろう。つまり被監査会社の規模が縮小（あるいは拡大）すれば、それに対応した監査に関するコストを削減（あるいは追加）し、その結果、監査報酬の減少（あるいは増加）につながると考えられる。

[図表 38] 結果

被説明変数	<i>D_FEE</i>	
	係数	z 値
定数	0.6276	0.6023
<i>FIRM</i>	0.6516	5.3197 **
<i>GC</i>	0.1527	0.8365
<i>MARKET</i>	0.1263	0.9891
<i>LEV</i>	-0.1293	-0.5559
Δ <i>Sale</i>	-0.0987	-1.6466 †
<i>Loss</i>	0.0483	0.3749
<i>ASSET</i>	-0.0109	-0.2467
Δ <i>Subs</i>	-0.0656	-3.4130 **
年度ダミー	含む	
産業ダミー	含む	
D_FEE=0	300	
D_FEE=1	437	
総計	737	
マクファーデンの R ²	0.2605	
Log likelihood	-368.3143	

注：**、*、†は、それぞれ、1%水準、5%水準、10%水準で有意であることを示している。(両側検定)

また検証結果は、監査人の交代による監査報酬の減少と 3 大法人から 3 大法人以外の監査人への交代 (Firm) とが有意に正に関連していることを示している。監査人の交代による監査報酬への影響については、すでに町田 [2003、2009 及び 2012] や町田・矢澤 [2012] において、監査人の交代時に監査報酬が減少する傾向が指摘されている。本稿の検証結果は、町田・矢澤 [2012] で示された大手監査法人からその他の監査法人への交代に伴う監査報酬の減少傾向に関して、対象期間を 2015 年まで拡張したとしても、長期的な傾向として、監査人の交代時における監査報酬の減少傾向がある点を指摘したといえる。なお、こうした監査人の交代時における低い監査報酬による契約の要因については、いわゆるローボーリングではなく、過当競争による監査報酬の低廉化の影響といわれている (町田 [2012] ; 町田・矢澤 [2012])。

とはいえ、この監査報酬の低廉化は、はたして顧客獲得競争の影響か、それとも 3 大法人以外のその他の監査人によるローボーリングによるものか、あるいは大手監査法人とその他の監査法人とのコスト構造の違いや監査報酬プレミアの存在によるものか、本分析では明確な理由を述べることができず、更なる検証が必要となる。

(5) むすびにかえて

本研究では、監査人の交代事例を 2008 年から 2015 年にかけての 8 年間にわたって網羅的に調査し、それらの事例において、監査報酬が交代後にいかなる傾向を示すのかについて検証した。

結果として、監査人の交代後、監査報酬は減少するケースが多いこと、その傾向は、交代後に、売上高や子会社数が減少した場合、並びに、監査人が 3 大監査法人から 3 大監査法人以外の監査法人に交代した場合

に、有意な差異をもって減少していることが確かめられた。

さらに留意しなければならないのは、監査人の交代後に監査報酬が減少するのは、交代が実現した場合であって、既存の監査人が、潜在的な交代先の監査法人との間で監査報酬に関する競争圧力に晒されて、前年よりも低い、または前年と同じでありながらも監査業務の内容からすると実質的に減少に等しい監査報酬で監査契約維持を図る場合もありうるということである。

東芝事件の例を引くまでもなく、わが国の監査人は、十分な監査時間を確保しているとは言い難い。限られた監査時間の中で、欠かすことのできない実証手続をこなすことにほとんどの時間を割かれてしまい、監査プロセスの中で疑問が生じた点に対して十分な懐疑心を発揮して監査を実施することができず、監査意見を表明するための基礎となる十分な心証形成ができていないのではないかとさえ思われる。

結果として、監査の失敗が明らかとなったときに、責められるのは監査人である。不正を行った経営者ではなく、不正を発見できなかった監査人が咎められることについて、「泥棒を捕まえられなかったからといって、泥棒よりも警察を非難するのか」という批判があるように、監査人にとっては、不条理な状況であるといえよう。

しかしながら、いつまでも「十分な監査時間が確保できない低廉な監査報酬」に甘んじている監査人側にも問題はあつた。監査契約書にサインした以上、その報酬額で十分な監査を行うことができるという意思を表明したことに他ならないからである。

本研究で示した監査人の交代時における監査報酬の減少の問題は、2つの点を示唆していると思われる。

第1に、監査事務所の強制的交代制度を導入した場合に、監査報酬が増加するという指摘は、わが国の場合、必ずしも当てはまらないかもしれない、という点である。各監査事務所は、強制交代のタイミングで、顧客獲得競争を行い、監査報酬を引き下げる圧力が加わる可能性が高いからである。

また、第2に、監査人の交代時における監査報酬が監査事務所間の過当競争の一端を垣間見せるものだとすれば、監査人が、監査時間が少ないという状況、すなわち適切な監査の実施を妨げる状況下に追い込まれている現在の監査環境は、少なからず、自らが招いてしまっている問題であるということである。

かかる状況の改善は、すでに、個々の監査人の会計プロフェッションとしての自助努力に期待できるものではないようにさえ思われる。日本公認会計士協会の関与や監査契約の在り方の改革等、いかなる方策があり得るのかについて、今後、検討していくこととしたい。

(町田祥弘・佐久間義浩)

5. おわりに

本調査報告書では、2014年4月期決算から2015年3月期決算までの1年間を対象に、わが国上場企業の監査報酬及び監査人の実態に関する調査と分析の結果を紹介した。

監査報酬は、基本的には、固定費に監査時間×担当監査人の時間当たり報酬を加算して決定されると考えられる。このため、規模、業種・業態、及び事業上のリスク等が類似している企業であれば、監査報酬が高いほど、監査時間が多く費やされているか、あるいは、時間当たり単価が高い監査人、すなわち、経験やスキルに優る監査人が担当しているものと推定できる。もちろん、監査報酬の比較そのものが監査の理論や実務において重要なのではなく、当該監査報酬が代替すると推定される監査品質こそが重要であることはいうまでもない。監査報酬は、外部から監査の品質を捕捉しうるほぼ唯一の指標であるため、外観的にその多寡に注目が集まるのである。

2014年度の調査では、日本の監査市場について、監査報酬増加企業は1,013社（分析対象企業の29.32%）であるのに対して減少企業数は831社（同24.05%）であり、監査報酬は平均1.81%増加（増加企業の平均増加率は12.69%、減少企業の平均減少率は7.93%）していることが確認され、2013年度に引き続き、監査報酬の増加傾向（といっても微増であるが）が明らかとなった。冒頭でも触れたように、監査報酬の増加または減少をもたらさうる制度変更や関連法規・基準の新設・改訂などの環境要因として、「監査における不正リスク対応基準」（2014年3月決算に係る監査から適用）と、これに対応した監査契約書作成例の見直し（日本公認会計士協会・法規委員会研究報告第14号「監査及び四半期レビュー契約書の作成例」（2013年4月））があり、虚偽表示のリスクの高い企業に対する監査の厳格化とそれに応じた監査報酬の請求が定着してきたのかもしれない。ただし、これらの影響をそれぞれに分離して測定することはできないため、推測の域を出ないことはいうまでもない。

アメリカ上場企業の監査報酬額の平均（中央値）は、2013年度に比べて市場全体で3.85%（5.32%）増加している。日本とアメリカの監査報酬額の平均（中央値）を比較すれば、日本とアメリカの比率は1:3.73（1:2.65）である。2013年度に比べて平均値・中央値ともに差が拡大しており、なお、従来から指摘していることであるが、アメリカに比べて日本の監査報酬が相当程度に低いという状況は、依然として顕著である。

さらに、本調査研究で収集した監査人及び監査報酬データに基づく実証研究として、2008年から2015年に生じた監査人交代事例において、監査報酬が交代後にいかなる傾向を示すのかについて検証した。その結果、監査人の交代後に監査報酬は減少するケースが多いこと、その傾向は、交代後に売上高や子会社数が減少した場合、並びに、監査人が3大監査法人から3大監査法人以外の監査法人に交代した場合に、有意な差異をもって減少していることが確かめられた。2015年に生じた監査の失敗を契機として、監査事務所の強制的交代制度導入の是非が議論されているが、この研究結果により、強制的交代制度を導入した場合に、目論見どおりに監査報酬が増加するとは限らないことが示された。各監査事務所は、強制交代のタイミングで顧客獲得競争を行い、そのために監査報酬を引き下げる圧力が加わる可能性が高いと考えられるのである。

（林 隆敏）

参考文献

- 金融審議会公認会計士制度部会 [2006]、「金融審議会公認会計士制度部会報告～公認会計士・監査法人制度の充実・強化について～」、12月22日。<http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20061222.pdf>
- 酒井絢美 [2012]、「監査人交代と監査人の保守主義に関する実証研究」『産業経理』第72巻第1号、148-159頁。
- _____ [2014]、「監査人の交代とゴーイング・コンサーン」『会計』第186巻第1号、94-104頁。
- 佐久間義浩 [2007]、「監査人の交代要因に関する検討—制度としての財務諸表監査からコーポレートガバナンスとしての財務諸表監査へ」『会計』第172巻第1号、115-124頁。
- 高田知実 [2010]、「監査報酬と監査環境の変化がゴーイング・コンサーンの開示に及ぼす影響の実証分析」『現代監査』第20号、110-121頁。
- 鳥羽至英・川北博ほか共著 [2001]、『公認会計士の外見的独立性の測定——その理論的枠組みと実証研究』白桃書房。
- 日本監査研究学会特別委員会 [2006]、「監査事務所の強制的ローテーションに関する実態調査研究特別委員会報告書」、9月17日。<<http://www.dobunkan.co.jp/audit/download/img/houkoku.pdf>>
- 町田祥弘 [2003]、「わが国における監査契約の解除問題と監査リスクの評価」『会計』第164巻第5号、102-116頁。
- _____ [2009]、「監査人の交代時における監査報酬問題について」『会計』第175巻第1号、63-78頁。
- _____ [2012]、「わが国における標準監査報酬モデルの検討」監査人・監査報酬問題研究会『わが国監査報酬の実態と課題』日本公認会計士協会出版局、185-198頁。
- 町田祥弘・松本祥尚・林隆敏 [2012]、「監査報酬の実態に関するアンケート調査」監査人・監査報酬問題研究会『わが国監査報酬の実態と課題』日本公認会計士協会出版局、99-127頁。
- 町田祥弘・矢澤憲一 [2012]、「監査報酬の実態調査結果」監査人・監査報酬問題研究会『わが国監査報酬の実態と課題』日本公認会計士協会出版局、57-97頁。
- 矢澤憲一 [2009]、「監査報酬評価モデルの研究」『青山経営論集』第44巻第3号、227-256頁。
- _____ [2011]、「コーポレート・ガバナンス、監査報酬、利益管理の関連性」『会計プロGRESS』第12号、28-44頁。
- 山浦久司 [2008]、『会計監査論<第5版>』中央経済社。
- (The) Commission on Auditors' Responsibilities, *Report, Conclusions, and Recommendations* [1978], AICPA. (鳥羽至英訳『財務諸表監査の基本的枠組み 見直しと勧告』白桃書房、1990年。)
- Craswell, A. T., J. R. Francis, and S. L. Taylor [1995], "Auditor Brand Name Reputations and Industry Specializations," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 20, No. 3, December, pp.297-322.
- DeAngelo, L. E., "Auditor Independence, 'Low balling', and Disclosure Regulation," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.3, No. 2, August, pp. 113-127.

- Deis, D. R. Jr. and G. Giroux [1996], "The Effect of Auditor Changes on Audit Fees, Audit Hours, and Audit Quality," *Journal of Accounting and Public Policy*, Spring, pp.55-76.
- Ettredge, M. and R. Greenberg [1990], "Determinants of Fee Cutting on Initial Audit Engagements," *Journal of Accounting Research*, Spring, pp.198-210.
- Ettredge, M. L., C. Li, and S. Scholz [2007], "Audit Fees and Auditor Dismissals in the Sarbanes-Oxley Era," *Accounting Horizons*, Vol. 21, No. 4, December, pp.371-386.
- European Commission (EC) [2011], *Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on specific requirements regarding statutory audit of public-interest entities*, Brussels, 30.11.2011, COM (2011) 779, final, 2011/0359 (COD). < http://ec.europa.eu/internal_market/auditing/docs/reform/regulation_en.pdf>
- European Union (EU) [2014], "Regulation (EU) No 537/2014 of The European Parliament and of The Council of 16 April 2014 on specific requirements regarding statutory audit of public-interest entities and repealing Commission Decision 2005/909/EC," *Official Journal of the European Union*, L 158, 27.5.2014, pp.77-112.
- Fearnley, S. [1998], "Auditor Changes and Tendering: UK Interview Evidence," *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol.11 No.1, pp.72-98.
- (The) United States General Accounting Office (GAO) [2003], *Public Accounting Firms: Required Study on the Potential Effects of Mandatory Audit Firm Rotation*, November. <<http://www.gao.gov/new.items/d04216.pdf>> (八田進二・橋本尚・久持英司訳『GAO 監査事務所の強制的交代 — 公開会社監査事務所の強制的ローテーションの潜在的影響に関する両委員会の要請に基づく調査』白桃書房、2006年。)
- (The) United States House of Representatives [2013], *To amend the Sarbanes-Oxley Act of 2002 to prohibit the Public Company Accounting Oversight Board from requiring public companies to use specific auditors or require the use of different auditors on a rotating basis (a.k.a. The Audit Integrity and Job Protection Act)*, H.R. 1564, July 8.
- Hay, D. [2013], "Further Evidence from Meta-Analysis of Audit Fee Research," *International Journal of Auditing*, Vol. 17, No. 2, July, pp.162-176.
- Hay, D., W. R. Knechel, and N. Wong [2006], "Audit Fees: A Meta-analysis of the Effect of Supply and Demand Attributes," *Contemporary Accounting Research*, Vol. 23, No. 1, Spring, pp.141-191.
- Menon, K. and D. D. Williams [2001], "Long-Term Trends in Audit Fees," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 20, No. 1, March, pp.115-136.
- Public Company Accounting Oversight Board (PCAOB) [2011], *Concept Release on Auditor Independence and Audit Firm Rotation*, PCAOB Release No. 2011-006, 16th August. < http://pcaobus.org/rules/rulemaking/docket037/release_2011-006.pdf>
- _____ [2012], *Observations from 2010 Inspections of Domestic Annually Inspected Firms Regarding Deficiencies in Audits of Internal Control Over Financial Reporting*, PCAOB Release No. 2012-006, December 10.
- Securities and Exchange Commission (SEC) [2003], *Final Rule: Strengthening the Commission's Requirements Regarding Auditor Independence*, Jan. 28.

_____ [2015], *International Registered and Reporting Companies*, SEC. < <http://www.sec.gov/divisions/corpfin/internatl/companies.shtml> >

Simon, D. T. and J. R. Francis [1988], "The Effects of Auditor Change on Audit Fees: Tests of Price Cutting and Price Recovery," *The Accounting Review*, April, pp.255-269.

Simunic, D. [1980], "The Pricing of Audit Services: Theory and Evidence," *Journal of Accounting Research*, Vol. 18, No.1, Spring, pp.161-190.

Simunic, D. and M. T. Stein [1996], "The Impact of Litigation Risk on Audit Pricing: A Review of the Economics and the Evidence," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 15 No. 2, Supplement, pp.119-134.

以上

林 隆敏 (はやし たかとし)

関西学院大学商学部・教授

関西学院大学商学部卒業、同大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得後退学、甲子園大学経営情報学部を経て、現在に至る。博士（商学・関西学院大学）。金融庁企業会計審議会専門委員（監査部会）。

【主要著書】『継続企業監査論ーゴーイング・コンサーン問題の研究ー』（中央経済社、2005年）、『国際監査基準の完全解説』（共著、中央経済社、2010年）、『監査論の基礎第3版』（共著、東京経済情報出版、2011年）『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）、『七訂版ベーシック監査論』（共著、同文館出版、2015年）等。

松本 祥尚 (まつもと よしなお)

関西大学大学院会計研究科・教授

関西大学商学部卒業、神戸大学大学院経営学研究科博士前期課程修了、香川大学経済学部を経て、現在に至る。金融庁企業会計審議会専門委員（監査部会）。

【主要著書】『日本の企業会計の形成過程』（共著、中央経済社、1994年）、『国際監査基準の完全解説』（共著、中央経済社、2010年）、『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）、『公認会計士の将来像』（共著、同文館出版、2014年）、『七訂版ベーシック監査論』（共著、同文館出版、2015年）等。

町田 祥弘 (まちだ よしひろ)

青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科・教授

早稲田大学商学部卒業、同大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得後退学、東京経済大学経営学部を経て、現在に至る。博士（商学・早稲田大学）。金融庁企業会計審議会専門委員（監査部会・内部統制部会）。

【主要著書】『会計プロフェッションと内部統制』（税務経理協会、2004年）、『会計士監査制度の再構築』（共編著、中央経済社、2012年）、『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）、『内部統制の法的責任の研究』（編著、日本公認会計士協会出版局、2013年）、『公認会計士の将来像』（共著、同文館出版、2014年）等。

佐久間 義浩 (さくま よしひろ)

東北学院大学経営学部・准教授

一橋大学法学部卒業、京都大学大学院経済学研究科博士後期課程修了、富士大学経済学部を経て、現在に至る。博士（経済学・京都大学）。

【主要著書・論文】「日本市場における財務諸表監査の経済的機能に関する検証」『会計プロGRESS』（日本会計研究学会）第9号（単著、2009年）、「非営利組織における内部統制の現状：自治

体病院におけるアンケート調査による分析」『非営利法人研究学会誌』第13号（単著、2011年）、
『国際財務報告の基礎概念』（共著、中央経済社、2014年）等。

高田 知実（たかだ ともみ）

神戸大学大学院経営学研究科・准教授

関西大学商学部卒業、神戸大学大学院経営学研究科博士後期課程修了、現在に至る。博士（経営学・神戸大学）。

【主要著書・論文】「監査報酬と監査環境の変化がゴーイング・コンサーンの開示に及ぼす影響の実証分析」『現代監査』（日本監査研究学会）第20号（単著、2010年）、『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）、「監査事務所の業種特化が利益属性に及ぼす影響に関する考察」『会計』（森山書店）第186巻第3号（単著、2014年）、「大手監査事務所の報酬決定に関する実証研究」『国民経済雑誌』（神戸大学経済経営学会）第212巻5号（単著、2015年）等。